

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
全般			
1	全般	「監督当局」と「監督部局」は、どのように使い分けているのか。	特に「検査部局」との対比を強調するとき「監督部局」という用語を用い、それ以外は「監督当局」としています。
2	全般	「法〇条第〇項に基づき(く)」と「法〇条第〇項の規定に基づき(く)」などの表現が混在しているが、後者に統一を図るべきではないか。	ご意見を踏まえ修正いたします。
3	全般	Ⅱ-5-1(1)④他に記載のある「報告徴求命令」は、金商法第56条の2の柱書きの「報告徴取」とした方がよいのではないか。	主要行等向けの総合的な監督指針においても報告徴求(命令)という用語が使用されており、わかりやすい表現でもあるため修正は不要と考えられます。
4	全般	保険会社向けの総合的な監督指針では、付番を「イロハ」から「アイウ」に見直しを行ったが、同様の見直しは行わないのか。	修正は不要と考えられます。
5	全般	<p>第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業のみを行う者についても、第一種金融商品取引業と同様の多数の内部規程を設けることが求められている。例えば、取締役会による経営方針・経営計画・リスク管理方針・監査方針・監査計画、コンプライアンスの基本方針・実践計画・行為規範、本人確認と「疑わしい取引」に関する社内規則・顧客受入方針、事務諸規程、システムリスクに関する基本方針・Contingency Plan、危機管理マニュアル。これらは、第二種金融商品取引業や投資助言・代理業のみを行う者については合理的なレベルに軽減することを求める。とりわけ、現行の信託業法及び信託会社等に関する総合的な監督指針による信託受益権販売業に対する規制との差が、大きすぎ、現行信託業法に基づく信託受益権販売業のみを行う者に対する規制としては、合理性に疑問がある。現行信託業法に基づいて信託受益権販売業を行っており、金商法施行後も当該業務だけを継続しようと考えている者のなかには、事業の継続を諦めざるを得ないものがでてくる可能性がある。</p> <p>また、例えば投資法人資産運用業における本人確認に関する社内規則のように、およそ不要と思われるものもあり、このような場合は作成義務がないことを確認したい。</p>	本監督指針は、金融商品取引業者等の実態を踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、同指針に記載されている監督上の評価項目のすべてを各々の金融商品取引業者等に一律に求めているものではありません。どのレベルが合理的かは、金融商品取引業者等の規模、業務内容、顧客の属性等に応じて実態的に判断されるものと考えられます。

I-1 金融商品取引業者等の監督に関する基本的考え方			
6	I-1-1 金融商品取引業者等の監督に関する基本的考え方	金融商品取引業者の実態の把握のためには、金融商品取引業者との定期的・継続的な意見交換等に加え、外部、例えば、国民生活センター、消費生活センター、弁護士会、消費者団体、被雇用者(労働組合)等との意見交換も有効である。	ご指摘の通り、今後、利用者の苦情把握や無登録業者等への対応を行うに当たり、国民生活センター等との適切な連携は非常に有効と考えております。貴重なご意見として参考にさせていただきます。
II-1 一般的な事務処理等			
7	II-1-1 一般的な監督事務	事業報告書の新様式に伴い、オフサイトモニタリングの報告様式も変更になると思われるが、その認識で良いか。また、対応時期はいつ頃になるのか。	貴見のとおりと考えられます。 報告を求める時期については、現時点では未定ですが、金商法制の本格施行と同時期に報告を求めることが望ましいと考えております。
8	II-1-1 一般的な監督事務	(7)④について、警告を発したにもかかわらず、是正しない者については、捜査当局に対し告発を行うとともに、直ちに公表し、消費者への周知・徹底を図ることが必要である。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
9	II-1-1 一般的な監督事務	(7)注意書き(b)について、例えば、「〇〇セキュリティー(ズ)」、「〇〇セキュリティー(ズ)インベストメント」、「〇〇フィナンシャル インストゥルメント(ツ)」といった片仮名の商号も含まれるか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご意見の事例は、金融商品取引業者と紛らわしい商号であると考えられます。
10	II-1-4 自主規制機関との連携	監督機関と自主規制機関の役割分担や権限のあり方等を明確にすべきである。今回公表された監督指針案によって、これまでの業態別の監督指針から金商法を踏まえた総合的な監督指針となったことは、消費者の利益が向上したものといえる。本監督指針案の具体的運用にあたっては、II-1-4にあるように、リスクの存在や問題意識の共有など自主規制機関との連携が必要不可欠である。一方で、金融商品の多様化や監督機関の現実的な人的資源・陣容を踏まえれば、監督機関と自主規制機関の役割分担や権限のあり方等について、もう少し明確に記載する必要があるのではないか。今後、市場監視機能を強化していく中においては、監督機関の中心的な役割を自主規制機関に対するチェックとしたうえで、自主規制機関ではカバーできない新しい業態や商品サービスが出現した場合には機動的に出動するといった工夫が必要なのではないか。	本監督指針においては自主規制機関との連携について記載しておりますが、監督当局の役割及び法令に基づく自主規制機関(金融商品取引業協会)の役割については、金商法において明確に記載されております。
11	II-1-5及びVI-2-8 内部委任及び協会等未加入	金商法第56条の4に基づくII-1-5⑪及びVI-2-8に、金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者等への監督についての記載があるが、これらの業	貴見のとおりと考えられます。 なお、金商法は横断的な投資者保護を図る観点から策定されたものであり、投資運用業を行う者等に対し一律のルールに

	業者に関する監督上の留意点	者においては、個別に所轄財務局に照会等して対応するということでよいか。 なお、VC(ベンチャーキャピタル)業は他の投資業務(投資信託、投資顧問など)とは業務の内容がかなり異なっており、そうした業態のルールを一律に課すのは弊害が大きいと考えられる。	基づき監督を行うこととなります。ただし、本監督指針の運用に当たっては、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要があります。
II-2 苦情処理・情報提供等			
12	II-2 苦情処理・情報提供等	苦情対応・処理を行う機関として金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体を紹介するとなっているが、例えば、協会非加入事業者に対する苦情であるのに協会を紹介する等のことがないよう、苦情処理機関の実態を把握し、適切などころを紹介することが必要である。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
II-3 法令解釈等外部からの照会への対応			
13	II-3-2 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	(2)⑤のただし書きにおいて、「照会者が、照会書に、回答から30日を超えて公開を希望する理由」とあるが、「照会者が、照会書に、回答から30日を超えて公開を希望しない理由」とすべき。 30日以下であっても、照会者が30日以下で公開を希望しない期間がある場合も考えられるため、公開されると不利益を受ける可能性がある場合には、30日に満たない場合であっても当該記載をすることで公開が行われないようにすることは当然に認められるべきである。	ご指摘の件については、照会書に、公開を延期する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められる場合には、回答から30日以内であっても公表の延期は認められます。
II-5 行政処分を行う際の留意点			
14	II-5-1 検査結果等への対応	(1)において、「法第56条の2第1項に基づき命ずる」とあるが、他所(監督手法・対応)では、「法第56条の2第1項に基づき報告を求めることを通じて」となっているため、「法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求める」に統一した方がよいのではないか。 (参考) 銀行法第24条第1項の規定及び保険業法第128条第1項の規定は、「報告又は資料の提出を求めることができる」となっており、金商法第56条の2第1項の規定は、「報告若しくは資料の提出を命じることができる」となっている。	ご指摘の記載は、金商法第56条の2第1項の書きぶりに合わせたものであり、修正は不要と考えられます。

15	Ⅱ-5-2 法第51条から 第52条の2第 1項までの規 定に基づく行 政処分(業務 改善命令、業 務停止命令 等)	行政処分に当たっては、銀行・保険を含めすべてⅡ-5-2に示された視点で執り行うことは公平、透明性、予見可能性の観点から高く評価できる。特に、(2)では行為の背後の体制や意識にまで言及しており、(3)では事業者の自助努力・自律回復努力を評価し軽減事由にしている点等高く評価できる。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
16	Ⅱ-5-2 法第51条から 第52条の2第 1項までの規 定に基づく行 政処分(業務 改善命令、業 務停止命令 等)	利用者側にも帰責性がある場合(例えば、利用者が損失補てんや特別の利益提供を要求した結果、金融商品取引業者等がこれに応じた場合)、利用者側にも帰責性がない場合に比べて「利用者被害の程度」は低いという理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
17	Ⅱ-5-2 法第51条から 第52条の2第 1項までの規 定に基づく行 政処分(業務 改善命令、業 務停止命令 等)	(3)について、利用者に対する将来の被害の予防のほか、利用者に対する被害回復も含まれるという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
18	Ⅱ-5-3 登録金融機関 に対する処分 に係る留意点	銀行監督担当部局等の「等」はどこの部局を指すのか。 また、共同で業務改善命令等を発する があるが、どのようなことを想定している のか。連携すればよく、「共同で」は不要 ではないか。	「銀行監督担当部局等」とは、銀行、保険会社や協同組織金融機関等の監督担当部局を指しております。 また、後段については、ご意見を踏まえ修正いたします。
Ⅱ-6 準用			
19	Ⅱ-6 準用	Ⅱ-2～Ⅱ-5の各規定を特例業務届出者に準用することになっているが、適格機関投資家等特例業務はあくまでも特例業務であり、金融商品取引業者に対するのと同等の行為規制等の拡張などがないことを確認したい。	適格機関投資家等特例業務に係る行為規制等は、金商法で規定している範囲を逸脱することはありません。
Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続(共通編)			
20	Ⅲ全般 監督上の評価 項目と諸手続 (共通編)	金融商品取引業の諸部門間の兼職制限について Ⅲ章において、会社内に少なくとも「営業部門」、「コンプライアンス担当部署」、「内部監査部門」、「事務リスクの管理部門」、「システム部門」が想定されているが、各々の部門の兼職が許されるかどうかは本監督指針案に特段の規定がある場合を除	貴見のとおりと考えられます。

		き、扱う商品や当該金融商品取引業者の規模等に応じて個別的に判断されるという理解でよいか確認したい。	
Ⅲ－１ 経営管理(共通編)			
21	Ⅲ－１ 経営管理(共通編)	<p>(1)について、監査役と監査委員会とでは、経営の外側にあるものと内側にあるものという原理的な違いがあるものと考えられるため、委員会設置会社における監査委員会についても、(注)の説明だけではなく留意点を明記すべきである。</p> <p>改正案：④内部監査部門を⑤に繰り下げ、③監査役・監査委員会と④内部監査部門の間に監査委員会についての留意点の項目を設ける。</p>	委員会設置会社である金融商品取引業者については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要があり、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととしていますので修正は不要と考えられます。
Ⅲ－２ 業務の適切性(共通編)			
22	Ⅲ－２－１ 法令等遵守態勢	<p>コンプライアンスの徹底に向けた監督指導を行うべきである。金融商品取引業者の登録から業務運営にいたるあらゆる場面において、実効性ある監督指導が必要不可欠であることから、Ⅲ－２－１に記載されている法令遵守態勢の整備に対する考え方については基本的に賛成である。</p> <p>本監督指針案の具体的運用にあたっては、金融商品取引業者側の管理体制に対する監督指導に重点を置くべきであり、過度に従業員に責任を負わせることがないようにすべきである。各種方針や計画・教育体制といったフレームは作ったものの、フレームの中身や経営層の意識においてはコンプライアンスの観点が欠如しているなどといった事態が起きることがないように監督指導を行うべきである。</p> <p>さらには、単に法令の記載事項だけを遵守すればよいということではなく、各種法令の背景にある金融機関(金融商品取引業者)や金融商品に対する社会的要請も踏まえたコンプライアンス意識の醸成・体制の整備を行い、安全・安心で信頼できる金融システムを実現する必要がある。</p>	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
23	Ⅲ－２－１ 法令等遵守態勢	<p>(1)金融商品取引業以外の業を本業(以下、本業とする。)とする会社が第二種金融商品取引業の登録を申請する場合に構築するコンプライアンス態勢について、本業と第二種金融商品取引業の各々に求められるコンプライアンス態勢の内容等に相違があり、相互になじまない部分がある場合、コンプライアンスを担当する部局を本業に限定するコンプライアンス部局と第二種金融商品取引業に限定するコンプライアンス部</p>	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。

		局を別に構築し、業務内容に応じて本業と第二種金融商品取引業を独立に内部管理していく態勢を構築することに問題はないか確認したい。	
24	Ⅲ－２－２ 金融商品事故等に対する監督上の対応	注意書き(b)において、「金融商品取引業者又はその役職員が告発等を受けたとき。」とあるが、金融商品取引業以外での告発等については、この規定の対象外であると考えてよいか。	基本的に、金融商品取引業に係る告発等を想定していますが、それ以外についても、行っている金融商品取引業に影響を及ぼすような法令違反行為に係る告発等を幅広く含みます。
25	Ⅲ－２－３－１ 適合性原則	個人顧客が本人の知識・経験を補うために弁護士、税理士、フィナンシャルプランナーなどの代理人を立てた場合、当該代理人の知識・経験レベルを適確に把握した上で、当該代理人に勧誘を行う場合、顧客がその旨同意していれば、適合性の確認を適切に行っているものといえるのか。	金商法第40条に規定する適合性の原則に違反しているかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
26	Ⅲ－２－３－１ 適合性原則	適合性の原則が守られているかどうかを見る際、「リスク管理判断能力」という新しい基準を入れたことは、高く評価できる。今後私たちもこの基準は広く活用できるのではないかと思う。(1)②口 取引内容を直接顧客に確認する必要があると判断した顧客については、直接営業担当者ではなく、管理責任者等の面談等により実態を把握するということは極めて重要な視点だと思う。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
27	Ⅲ－２－３－１ 適合性原則	金融先物取引業者向けの総合的な監督指針に比べ、「(特にインターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと)」との文言が追加されている。「その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと」というのは抽象的で具体的な対応に結び付けにくいいため、もう少し具体化することはできないか。インターネット取引(FXなど)は非対面性もさることながら、顧客の自主性・自主的な判断に依拠していることにも特色がある。勧誘についても、個々の顧客へ個別取引を勧誘することはなく、多数の顧客への一般的な内容で、電子メール等の広告あるいはセミナーといった形で行われている。そういった状況も踏まえ、顧客属性の把握あるいは顧客取引実態の把握について、どのように注意を払うべきなのか具体的な記述をした方がわかりやすいと思われる。	金商法第40条に規定する適合性の原則に違反しているかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、これを具体的に例示列記することは困難と考えられます。

28	Ⅲ-2-3-1 適合性原則	<p>(1)①イについて、レバレッジドリースやデリバティブ商品(天候、石油等)に係る勧誘を行う部門(法人部門)と顧客との取引部店(営業店)が異なる場合には、顧客カード等の作成・保管は勧誘を行う部門が行うべきか。</p> <p>(理由)</p> <p>上記取引に係る顧客属性等を的確に把握する観点から、勧誘を行う部門が顧客カード等を整備することでよいか確認したいため。</p>	<p>金商法第40条に規定する適合性の原則は、不適当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることを防止するための規定であり、個別の事情にもよりますが、基本的に勧誘を行う部門において適正に管理すべきものと考えられます。</p>
29	Ⅲ-2-3-1 適合性原則	<p>(1)①について、「顧客カード」は、カードの記載事項を充足していれば、他の代替手段(電子媒体等)であっても問題ないとの理解でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>金先法対応時はかかる対応であったため。</p>	<p>そのような理解で結構ですが、カードの内容につき事後的に検証が可能となるよう、適切な管理方法や管理体制を整備することが必要であると考えられます。</p>
30	Ⅲ-2-3-1 適合性原則	<p>(1)②イについて、航空機等をリース対象物件としたレバレッジドリース等に係る匿名組合地位譲渡契約等、スポット的にみなし有価証券の売買を行った顧客についても、顧客の取引実態の把握のため、顧客口座ごとの売買損、評価損、取引回数、手数料の状況等を管理しなくてはならないのか。</p>	<p>金商法第40条に規定する適合性の原則に違反しているかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
31	Ⅲ-2-3及びⅢ-2-3-2 勧誘・説明態勢及び営業員管理態勢	<p>Ⅲ-2-3-2(1)①について、顧客に取引の決定権があるため、営業員が入金を迫ることや、〇〇を取引しましょうなどといった勧誘は、金融商品取引は自己責任が原則であるため不適切と考えられる。営業員は顧客の損益を被らない以上、商品や状況の説明に留め、顧客が取引の可否の選択をしやすいように、顧客に過重な負担とならないような勧誘義務を課す必要があると考えられる。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
32	Ⅲ-2-3-2 営業員管理態勢	<p>営業員管理に関しては、管理以前の問題がある。それは、多くの金融機関が厳しいノルマを営業員に課していることである。現場の営業員は、ノルマとコンプライアンスのはざまで、苦悩していると聞く。ノルマとコンプライアンスは両立しない。ノルマはコンプライアンスを阻害する要因として働く。また、多くの金融機関は、集中的に売べき商品を決め、強力的に販売促進している。そうした場合、適合性の原則への配慮がなござりになる等の事態が生じやすいことが現場から指摘されている。新たな商品が次々に販売され、販売員すら理解せずに売らざるを得ない状況があるとのことである。顧客が理解できる程度・方法でという法のコンプ</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

		<p>ライアンス状況を見ると、研修体制のあり方も関係してくる。以上を踏まえ、(1)①②を検証する必要がある。また、販売実績だけでなく、法令を遵守して勧誘・販売をしているかどうかを業務評価に取り入れる体制の構築も課題であり、そうした管理体制の構築を促してほしい。</p>	
33	Ⅲ-2-3-3 広告等の規制	<p>金商法第37条第1項を受けた金商業等府令案第75条で広告類似行為が規定されているが、その中で「…多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。」とあるが、この「多数の者」についての考え方はⅢ-2-3-2で特に触れられていない。「多数の者」とは特定の2名も含まれるのか。それとも不特定多数という意味か。「多数の者」について明確な指針を提示してほしい。</p>	<p>複数の者に対して同様の内容の情報を提供する行為は「広告類似行為」に該当する可能性があると考えられますが、具体的には、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
34	Ⅲ-2-3-3 広告等の規制	<p>小物の販促品、看板等に、単に商品名の周知・宣伝のみを目的とした記載を行う場合、広告等に該当しないと、明記してほしい。 (理由) 上記の事項が広告等に該当するとすると、商品名の周知活動に支障を来すこととなる。また、左記の事由により、投資家不利益を与える可能性は低いものと思われる。</p>	<p>商品名の周知・宣伝のみを目的とした小物の販促品の配布なども、金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」について、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供に含まれると考えられますので、広告等に該当するものと考えられます。 なお、パブリックコメント後に修正された金商業等府令第72条第3号では、商品名・業者名・元本損失が生ずるおそれがある旨・契約締結前交付書面等の書面の内容を十分に読むべき旨のすべての事項のみが表示された景品等を提供する方法を広告等から除外することとしたほか、同じくパブリックコメント後に修正された金商法施行令第16条第2項及び同府令第77条第1項第3号・第2項では、屋外広告物等については、その特性にかんがみ、元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨及び契約締結前交付書面等の書面の内容を十分に読むべき旨が表示されていれば足りることとされています。</p>
35	Ⅲ-2-3-3 広告等の規制	<p>金融商品取引業の内容について広告等を行う場合の記載内容について定めているが、Ⅲ-2-3-3にある「投資者への投資勧誘の導入部分に当た」るような、個別金融商品に係る金融商品取引行為が対象であり、それ以外のIR(インベスターリレーション)や個別商品案内を含まない会社紹介等は原則としては金融商品取引業の内容についての広告等ではないという考えでよいのか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば「IR資料」や「個別商品案内を含まない会社紹介等」のうちには、「金融商品取引業の内容」に該当しないものもあり得ると考えられます。</p>

36	Ⅲ-2-3-3 広告等の規制	<p>注意書きの後段に「…、ロゴ等を記載した粗品の提供などの外形ではなく、実態をみて個別具体的に判断する必要がある」との記載があるが、この「個別具体的に判断」する際の基準として想定事項があれば明示してほしい。</p>	<p>実際に広告等に該当するか否かの判断は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、あらかじめ基準を定めることは困難であると考えられます。</p>
37	Ⅲ-2-3-3 広告等の規制	<p>「広告等に該当するか否かの判断は、…実態をみて個別具体的に判断する必要がある。」とあるが、現場においてある程度の判断ができるよう、具体的な事例等を記載することはできないのか。特に金商法第37条における「金融商品取引業の内容」についての広告であるか否かの基準について、現場での判断を容易にするような例示はできないか。例えば、「為替取引」「外国為替証拠金取引」「FX取引」といった表記をすることのみをもって「業の内容について広告をする」に該当するのか。</p>	
38	Ⅲ-2-3-3 広告等の規制	<p>注意書きにおいて「実際に広告等に該当するか否かの判断は、(中略)、実態をみて個別具体的に判断する必要がある。」とされているが、金商業等府令第76条第1項においても“広告等”にどのような内容のものが含まれるのかが明らかではない。広告等の定義をより具体的に明らかにしてほしい。</p>	<p>基本的には法令において例示している範囲を想定していますが、限界的な事例については実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>なお、一般的に広告とは、随時又は継続してある事項を広く(宣伝の意味も含めて)一般に知らせることをいうと考えられます。</p> <p>広告等規制の対象は、「その行う金融商品取引業の内容について」行う広告等であり(金商法第37条第1項)、金融商品取引業の内容に関するものでない場合は、これに該当しないものと考えられます。</p>
39	Ⅲ-2-3-3 広告等の規制	<p>ホームページないしウェブサイトが広告に該当する可能性が示唆されているが、これらが広告に該当しないための条件を例示してほしい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられ、あらかじめ条件を示すことは困難であると考えられます。</p>
40	Ⅲ-2-3-3 広告等の規制	<p>(1)①イで、特に重要なことは、投資信託や変額年金等を販売するとコミッションがどれくらい銀行や証券会社等に入るのかをしっかりと表示しているかという点である。「これを売るといくら儲かる」ということを表示することで、顧客は客観的・冷静に投資決定をすることができる。</p> <p>また、変額年金のように保障機能が付いた投資商品に関しては、多くの顧客は保障をおまけと考え、保険料を支払っている事実を認識していないケースが多い。本監督指針案が、無料と誤認させるような表示でないかを留意事項としている点は極めて重要な視点だと思う。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

41	Ⅲ－２－３－３ 広告等の規制	画面上に表示して広告等を行う場合、広告等の規制として(1)②ハに記載されている「表示すべき事項の全てを判読するために必要な時間はどの程度の時間であれば足りるのか明確にしてほしい。	本項目は、テレビ放送等を想定したものであり、金商法第37条第1項各号、パブリックコメント後に修正された金商法施行令第16条第2項及び金商業等府令第77条第2項に列挙した事項を読むための合理的な時間を想定しています。
42	Ⅲ－２－３－３ 広告等の規制	(1)②ハについて、 ・「当該広告等を画面上に表示して行う場合に、表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間が確保されているか。」とあるが、判読にかかる時間には個人差があるので、目安となる時間(何文字程度なら何秒程度、等)を明確にしてほしい。 ・あまりに長い時間を要求されるのであれば、事実上、テレビCMは不可能になる。 ・そもそも契約締結前には書面交付義務と説明義務がある。必要以上の規制になっていると考えられることから、削除してほしい。 ・判読するための必要な時間が確保出来ない場合、「詳しくは店頭窓口まで」等表示することを認めてほしい。	
43	Ⅲ－２－３－３ 広告等の規制	例えば、テレビCMにおいては、15秒という制約の中で、表示すべき事項の全てを判読してもらうのは物理的に困難であると考えられるため、「表示すべき事項の全てを判読するために必要な時間」を「適正な表示時間」等に修正してほしい。	
44	Ⅲ－２－３－３ 広告等の規制	(1)②ハについて、「広告等を画面上に表示する場合は、表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間が確保されているか」とされている。TVのCM等に対する規制と考えられるが、15秒のCMにおいてどの程度の時間を想定すべきか不明である。そもそも契約締結前には書面交付義務があることから、必要以上の規制になっていると考えられるため削除してほしい。	
45	Ⅲ－２－３－３ 広告等の規制	(1)③へについて「社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示」について、具体的に想定されている表示があるのであれば、教えてほしい。	

46	Ⅲ-2-3-3 広告等の規制	<p>(1)④について、「セミナー等(講演会、学習会、説明会等の名目の如何を問わない。以下同じ。)を開催して、一般顧客等を集め、当該一般顧客等に対して金融商品取引契約の締結の勧誘(勧誘を目的とした具体的商品の説明を含む。)を行う場合には」とあるが、当該文章から判断するに、必ずしも「セミナー等の開催＝勧誘行為」という訳ではないという理解でよいか。</p> <p>また、勧誘行為の具体的な内容(例:個別商品について、どのような内容又は項目を説明したら勧誘と見なされるか)について何らかのガイドラインを示すことは可能か。</p>	<p>必ずしもセミナー等の開催＝勧誘行為としているものではなく、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>また、勧誘行為の具体的な内容についても、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
47	Ⅲ-2-3-3 広告等の規制	<p>(1)④について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金商業等府令第124条第1項第7号では、金商法施行令第16条の4に規定される店頭デリバティブ取引に関するセミナーでの勧誘行為が規制されていると理解しているが、本監督指針案ではセミナーの対象が明示されていない。④は、金商業等府令第124条第1項第7号に規定する行為について定められていると理解してよいか。(上場有価証券等に関するセミナー等で行われる説明が「取引契約の締結の勧誘」に相当するものであるかの判断は困難であり、当該規制の対象外であることを明らかにしてほしい。) ・営業店で開催するセミナーの月間スケジュールを一覧表形式やカレンダー形式で作成する場合、個々のセミナーの欄ではなく、全体にかかる注意事項として「セミナーの場において御紹介する商品や取引の勧誘を行うことがあります。」といった説明を書いておく方法を認めてほしい。 ・個別商品の勧誘を伴わないセミナー(例えば、経済情勢を解説するのみのセミナーやインターネット取引の仕組みを説明するのみのセミナー、証券税制の説明をするのみのセミナーなど)については、金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを明示しなくてもよいか。 ・セミナーの告知において「勧誘する目的がある旨を明確に表示している必要がある。」と記載されていて、資料中のセミナーのプログラムでは、「第x部 投資信託 新商品のご紹介」などと記載するのみであっても、要件は満たしているという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・④は金商業等府令第117条第1項第8号に規定する行為のみについて定めているわけではなく、上場有価証券等に関するセミナーであっても広告等規制の対象となるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 ・セミナーの月間スケジュールを一覧表形式やカレンダー形式で作成する場合、個々のセミナーの欄ではなく、全体の注意事項として「セミナーの場において御紹介する商品や取引の勧誘を行うことがあります。」といった説明を記載する方法も可能と考えられます。 ・個別商品の勧誘を伴わないセミナーか否かは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、当該セミナーが「金融商品取引業の内容」に関するものでない場合には、金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを明示する必要はありません。 ・「勧誘する目的がある旨を明確に表示している」か否かは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。

48	Ⅲ-2-3-3 広告等の規制	セミナー等を開催して、一般顧客等に金融商品取引契約の締結を行う場合における「勧誘する目的がある旨を明確に表示」とは、「このセミナーを通じて金融商品の勧誘を行う可能性があります」といった記載内容でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
49	Ⅲ-2-3-3 広告等の規制	(1)⑤について、「審査基準に基づいた適正な審査が実施されているか」との記載があるが、この「審査基準」は各業者が独自に定めるものを指しているのか。	各業者が法令等や加入する協会の自主規制規則等に基づいて作成するものを想定しています。
50	Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢	(1)②二で「顧客が理解をする意欲を失わないよう努めているか」は適切な商品・サービス説明等の実施にあたり、大切な視点だと思う。総じて、②イ〜トは分かりやすく、行政の担当者や事業者にも役立つと思われる。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
51	Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢	(1)②ホについて、「特に販売会社によって元本が保証」とあるが、募集の取扱いなどについては、販売会社以外の金融機関の名称等が出てくることも考えられるため、「販売会社によって」、「販売会社等によって」又は「金融商品取引業者等によって」等に変更すべきと考える。	ご意見を踏まえ修正いたします。
52	Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢	(1)③について、「顧客から提示要請があった場合に、契約締結時の書面交付等により」とあるが、契約締結時交付書面の交付は、金商業等府令案で定めている場合を除いては契約締結時交付書面を交付しているはずであり、「顧客から提示要請があった場合」に関わらず、原則として交付するものであり、「顧客から提示要請があった場合に、」とすると顧客から提示要請がなかった場合には交付しなくてもよいと読めてしまうため削除すべきと考える。	契約締結時に法令等で定められた書面を交付することが前提であり、その上で、契約後に投資者より契約内容の問い合わせが行われた際の留意事項を規定したものであり修正は不要と考えられます。
53	Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢	(1)③について、契約締結時の書面を法令に基づき交付している場合でも、顧客から約定内容等についての説明の要請があった場合は、再度交付をしなければならないということか。	必ずしも契約締結時交付書面に限定しているものではありませんが、当該書面を既に交付している場合で、再度交付し説明することも想定しています。
54	Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢	インターネットのみならず、他の非対面取引(自動音声電話・オペレータなど)の取扱いに関しても、「当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明」を明確化してほしい。 (理由) 非対面取引は、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(IT書面一括法)」が整備されたことで、金融商品取引のみならず、あらゆる商取引において、電子情報処	自動音声電話やオペレーターなどの非対面取引においても、インターネットを通じた説明の方法に準じ、例えば音声による説明のあとに電話機のプッシュボタンにより理解した旨を確認する方法などが考えられます。 いずれにせよ、具体的な顧客への説明状況が金商業府令第117条第1項第1号の規定に適合したものと言えるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されることとなると考えられます。

		理組織等を用いた取引が急速に発展したが、今や社会的基盤インフラである電子情報処理組織を用いた取引は、正常かつ健全な金融商品取引においても不可欠なものであるため、非対面取引における手続を明確化してほしい。	
55	Ⅲ-2-3-4 顧客に対する 説明態勢	(1)④についてボタンを押さない限り先へ進めない(注文できない)仕様であれば、ボタンを押したことについての記録(ログ)の保存は必要ないか(説明を理解したことを確認するボタンの設定等には相当の時間が必要。このとき、上場有価証券の売買に関しては金商業等府令案附則第2条の契約締結前書面の交付に対する猶予期間(3カ月)が適用されると解して良いか。また、それ以外の商品についても猶予期間を設けてほしい。)	本項目は、ボタンを押したことについての記録(ログ)の保存までを求めている規定ではありません。 また、金商業等府令附則第2条の規定は、上場有価証券等書面の交付に関する特例(金商法第37条の3第1項)について定めたものであり、ご指摘の金商業等府令第117条第1項第1号の規定にまで適用されるものではありません。 なお、当該特例の適用除外期間について、施行日から3月を経過する日までの間に取引残高報告書の報告対象期間の末日が属する場合にあっては当該取引残高報告書を交付するまでの間に、属さない場合にあっては施行日から6月以内に変更する規定の修正をしております。
56	Ⅲ-2-3-4 顧客に対する 説明態勢	リモートチャネルの書面交付について、電子交付や口頭での説明による対応も認めてほしい。例えば、ATMでの取引については、インターネットを通じた説明方法と同様、画面上のボタンを押す方法や顧客が説明書類を持ち帰ることで交付とみなしてほしい。また、電話を用いた取引(テレフォンバンキング)においては、オペレーターが説明事項を読み上げ、顧客がそれに同意したことを記録にとどめることにより書面交付とみなしてほしい。 (理由) ATM取引やテレフォンバンキングでの取引においては、事前書面の交付は困難。事前に店頭等で書面を入手しなければ、ATMやテレフォンバンキングでの取引ができないのであれば、顧客利便性が大幅に低下することになる。	非対面取引を行う場合、書面交付を要しない場合を除き、実際に書面を交付する方法、又は電磁的方法により書面に記載すべき情報を提供する方法のいずれかを取る必要があります。ATMの画面上に書面に記載すべき情報を表示する方法やオペレーターが説明事項を読み上げ顧客がそれに同意したことのみにては、要件を充足しないものと考えられます。
57	Ⅲ-2-6 本人確認、疑 わしい取引の 届出義務	(1)①ロaについて、銀行におけるシステムでは暗証番号は一般的には暗号化されており、暗証番号が同一の顧客口座を抽出することは困難であるため、「暗証番号が同一の顧客口座」については削除してほしい。	抽出の一例を挙げているに過ぎず、必ずしもこの方法によることを求めているものではありません。

58	Ⅲ-2-6 本人確認、疑 わしい取引の 届出義務	(1)①ロbについて、「住所変更等が生じた場合は金融商品取引業者に連絡が必要であること等を顧客に対して定期的に周知する等の方法により適時把握する」ことが盛り込まれているが、本人確認法等において顧客には本人確認事項の変更を業者に届け出る義務は課されていないと認識している。本人確認を行う場合に、本人特定事項を偽ってはならないとされているので、aの確認は求めることができると考えるが、bの事項を顧客に義務づけることは難しい。また、定期的取引残高報告書を送付していることから、住所変更があった場合は未到着となり顧客からの変更申出があるまで取引停止等の処置がなされることから、あらためて変更の届出を促す通知は必要ないとする。	顧客に義務付けることを求めているものではなく、定期的に周知する等の方法で顧客に対して注意喚起を行うことを想定しています。
59	Ⅲ-2-6 本人確認、疑 わしい取引の 届出義務	(1)①へ「役職員の採用に当たってマネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか」という点については、具体的にどのような選考基準を持つことが期待されているのか。	マネー・ローンダリング対策に関する知識・経験を勘案した選考が行われているかといったことを着眼点としています。
60	Ⅲ-2-6 本人確認、疑 わしい取引の 届出義務	(1)①トについて、「本人確認に関する研修・教育が“定期的かつ継続的に”実施されているか」とあるが、定期的な研修実施が義務付けられたということか。その場合“定期的”とはどのような期間を指すのか。	各社において、本人確認に関する役職員の理解状況に応じて適切に判断されるべき事項と考えられます。
61	Ⅲ-2-6 本人確認、疑 わしい取引の 届出義務	(1)②ハについて、注書きに「定型的な社内基準を設ける場合は、当該基準のみに依拠し、届出が形骸化することを防止」しなければならぬとあり、「疑わしい取引として届け出る場合は、確かに疑わしいものかどうか調査・分析する」ことが義務付けられるように読める。そのような義務を金融商品取引業者に負わされたとしても、法令上の権限がありませんので、調査・分析の手段がない。その結果、定型的な社内基準に該当しても「確かに疑わしいかどうか確認できない」ため、届出を行うことができないこととなり、本当に不正な取引の届出が漏れる場合がありうと思われる。以上の理由からこの部分は削除するか、「定型的な社内基準に依拠しても構わないが、当該基準以外でも疑わしいと思われる状況がある場合は考慮する」といった記載にしたい。	必ずしも徹底的な調査・分析を求めているものではなく、届出が形骸化することにより金融商品取引業者に「疑わしい取引の届出」を求めている法令の趣旨が損なわれるようなことがないよう、適切な業務運営を行っていただくことが重要であると考えられます。
62	Ⅲ-2-7 事務リスク管 理態勢	(1)について、事務リスクは、「…金融商品取引業者が損失を被るリスク…」と定義されているが、顧客が損失を被るリスクも含めるべきではないか。	ご意見を踏まえ修正いたします。

		改正案:「事務リスクとは、役員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融商品取引業者が損失を被るリスクである。」を「事務リスクとは、役員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより顧客や金融商品取引業者が損失を被るリスクである。」に修正する。	
63	Ⅲ-2-8 システムリスク 管理態勢	(1)④口の「安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。」との文の後に「また、一人の安全管理者が統括していない場合、システム、データ、ネットワークそれぞれの管理が支障なく行われる体制となっているか。」を加えてほしい。各社により管理体制の構築内容は異なり、必ずしも、一人がシステム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているとは限らないからである。	当該規定は、システム、データ、ネットワーク全体を統括する責任者が必要との趣旨であるため修正は不要と考えられます。
64	Ⅲ-2-11 企業の社会的 責任(CSR)に ついての情報 開示等	(2)③について、「過去の報告」という記載があるが、「報告」の文言を「開示」や「情報開示」にすべきではないか。	ここでいう「報告」は情報開示を幅広く含むものですが、一般的には「CSR報告書」のようなものを想定しています。
Ⅲ-3 諸手続(共通編)			
65	Ⅲ-3-1 登録	(4)①には登録申請書の添付書類の一つである役職員の「住民票の抄本」の記載事項として、「本籍」が規定されているが、本籍までの記述を求める必要性はないものと思われることから、当該項目は削除してほしい。	監督上必要な情報であり削除することは困難であると考えられます。
66	Ⅲ-3-3 業務に関する 帳簿書類関係	・今回の金商法においては、投資性の強い金融商品を幅広く対象とする目的で、規制対象商品も大幅に拡大されたが、それに伴って、第一種金融商品取引業者が作成すべき帳簿の規制対象商品の範囲も大幅に拡大されている。それぞれの帳簿書類の作成についての具体的な記載事項に関しては、それぞれ細かな規定があるが、Ⅲ-3-3(1)①の記述は、金商業等府令第164条に規定されている各々の帳簿書類について一つの帳簿として持たなくても、それぞれの帳簿書類において要求されている記載事項がすべて記載されていれば、2つ以上の帳簿書類をまとめて一つの書類として作成・保存すると見なしてもよいとする趣旨か。 ・証券会社府令第60条第1項関係の別表第2取引報告書の記載要領等においては、「四 写しを一部保存しておくこと(第六十条第一項第二号に規定する取引日記帳に取	・(1)①に記載したとおりですが、その場合であっても、個別の帳簿書類を一切作成せず、すべての帳簿書類を兼ねる帳簿書類をひとつだけ作成する方法や、取引時に作成することが求められる注文伝票等と成立した取引について事後に作成し、個別の取引経過が確認できるとともに、取引履歴が一覧できるものが求められている取引日記帳等を兼ねて作成する方法などは、合理的な範囲において作成したものとは認められないものと考えられます。 ・ご意見を踏まえ、金商業等府令第157条第1項第1号イ(4)に規定する帳簿書類(契約締結時等交付書面の写し)については、当該帳簿書類と同時に機械的処理により作成されるものであって、当該帳簿書類の記載事項がすべて記載されている他の帳簿書類をもって代替できる旨、本監督指針に記載することとします。

		引報告書控を兼ねる旨を表示することにより、これに代えることができる。ただし、取引日記帳が取引報告書と同時に機械処理により作成されている場合に限る。）」及び同条第2項関係の別表第8、13取引残高報告書の記載要領等においては、「第六十条第八項に規定する取引残高報告書の写しの保存については、同条第一項第七号に規定する顧客勘定元帳及び同項第九号に規定する保護預り有価証券明細簿に取引残高報告書控を兼ねる旨を表示することにより、これに代えることができる。ただし、顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿が取引残高報告書と同時に機械処理により作成されている場合に限る。」とあるが、この扱いは今回の金商業等府令案においても同様に考えてよいのか。	
67	Ⅲ-3-3 業務に関する 帳簿書類関係	不動産信託受益権や匿名組合出資取引の場合、金商業等府令案第188条第2号イにおける注文伝票・取引日記帳や金商業等府令案第188条第4号における発注伝票などの書類を作成していない。不動産信託受益権の売買契約書や匿名組合出資契約書が注文伝票や発注伝票に代わるものとして理解してよいのか。	不動産信託受益権や匿名組合出資に係る取引の場合でも、注文伝票や取引日記帳の作成は必要です。ただし、注文伝票については、ご意見を踏まえ、記載事項がすべて記載された取引契約書をもって代替することができる旨の修正を本監督指針において行うこととします(Ⅲ-3-3(1)⑦)。なお、発注伝票は投資運用業者が運用業務を行う際に作成すべき書類であり、投資運用業者以外は作成の必要がありません。
68	Ⅲ-3-3 業務に関する 帳簿書類関係	(1)①は、「帳簿書類について、一の帳簿書類が合理的な範囲において、他の帳簿書類をかねること、又はその一部を別帳とすること若しくは金商業等府令案第164条及び第188条に規定する名称と異なる名称を用いることがそれぞれできるものとする。ただし、それぞれの帳簿書類の種類に応じた記載事項がすべて記載されている場合に限る。」とするが、金先法施行規則第26条に従って作成、保存されている帳簿書類については、これに該当するという理解でよいのか。	(1)①に記載した留意事項に該当するかどうかについては、帳簿書類の種類や記載事項について、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
69	Ⅲ-3-3 業務に関する 帳簿書類関係	(1)①に基づき、契約成立時に必要な事項を記載した書面を別途交付している場合、店頭デリバティブ取引について取引残高報告書中に再度記載する必要はないと考えるがこの理解でよいのか。 (理由)店頭デリバティブ取引は長期取引が主体であり、再度記載するとなると膨大な記載となり、顧客利便性をむしろ損ねるため。	取引残高報告書の記載事項は、行われた取引の内容だけでなく、有価証券や金銭の残高について顧客に確認する方途を提供することをも目的として金商業等府令において規定されているところであり、Ⅲ-3-3(1)①の留意事項により変更されるものではありません。

70	Ⅲ-3-3 業務に関する 帳簿書類関係	帳簿書類については、業務によってはおよそ必要とは思われないものがある(例えば、信託受益権の販売のみを行う第二種金融商品取引業者における注文伝票)。このような場合には、帳簿作成の必要がないことを確認してほしい(Ⅲ-3-3(1)④の記載は歓迎)。	法令で規定する帳簿書類については作成義務があります。
71	Ⅲ-3-3 業務に関する 帳簿書類関係	(2)①について、「帳簿書類の作成後3年を経過し、かつ、この間に検査部局により帳簿書類の検査が行われている場合には、一般に妥当と認められている作成基準により作成したマイクロフィルムをもって保存することができるものとする。」とあるが、これは施行日以降作成の帳簿書類に適用される(過去分は対象外)と考えてよいか。	施行日以降作成したものだけでなく、施行前に作成していたものについても対象となります。
72	Ⅲ-3-3 業務に関する 帳簿書類関係	帳簿書類に関して、「業府令第164条及び第188条に規定する名称と異なる名称を用いることが出来る」と規定されているが、これに「金商業等府令案第191条第1項第3号イ」の金融商品仲介補助簿も加えてほしい。若しくは名称変更には猶予期間を設けてほしい(速やかに変更するが、システム対応が間に合わない場合は、法施行後もシステム対応期間中は現状のままでも許容される旨。) (理由) 第191条第1項第3号イの帳簿の名称表示変更は、それ自体が内容や項目を変更するものではない。または、法施行後速やかに変更するが、施行後もシステム対応期間中は現状のままとすることで影響はないものとする。名称の表示変更には相応のシステム対応期間を要するため、措置が必要。	Ⅷ-2-3において、Ⅲ-3-3(1)①を準用する旨規定しています。
73	Ⅲ-3-3 業務に関する 帳簿書類関係	(2)帳簿書類のマイクロフィルムによる作成・保存について、マイクロフィルムによる作成・保存を行う場合には、「帳簿書類の作成後3年を経過し、かつ、この間に検査部局により帳簿書類の検査が行われている」ことが要件とされているが、契約締結時交付書面(写)についてはこの要件の適用外になると考えてよいか。 (理由) 現行の「証券会社向けの総合的な監督指針」のⅤ-2-5(2)では、帳簿書類のうち取引報告書(写)及び取引残高報告書(写)については、年数の経過や検査部局による検査が要件となっていないことから、金商法施行後も同様の取扱いとなるのか確認したいため。	ご意見を踏まえ、Ⅲ-3-3(2)②イの対象となる帳簿書類に契約締結時交付書面の写しを追加するよう修正いたします。

74	Ⅲ-3-3 業務に関する 帳簿書類関係	「(4)注文伝票のコンピュータへの直接入力による作成」と、「(5)発注伝票のコンピュータへの直接入力による作成」で、発注に関する記述が重複しているが、自己取引の場合は、「(5)発注伝票のコンピュータへの直接入力による作成」のみに基づき対応することと理解してよいか。	「発注伝票」は投資運用業者が運用業務を行う際に作成すべき帳簿書類であり、自己の取引の発注の場合は「注文伝票」を作成する必要があります。
75	Ⅲ-3-3 業務に関する 帳簿書類関係	(5)のプロセスは、発注プロセスの一部をコンピュータによって処理し、発注伝票正本を紙ベースとしている場合を包含するものではない、との理解でよいか確認したい。	Ⅲ-3-3(5)は、発注伝票を手書きではなく、コンピュータへの直接入力により作成する場合の留意事項であり、手書きの発注伝票を作成して発注を行う場合は含みません。
76	Ⅲ-3-3 業務に関する 帳簿書類関係	(6)③について、MO/CD-ROMを想定した規定のように思われるが、サーバーの場合はどうなるのか、具体的に提示してほしい。 (理由) システム開発に大きな影響があるため、確認したい。	帳簿書類の電磁的記録による保存については、e文書法(「民間事業社等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」)により認められているところです。また、保存媒体については、「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」第4条の要件を満たす必要があることに留意が必要です。
77	Ⅲ-3-3 業務に関する 帳簿書類関係	金商業等府令案第177条に規定される運用明細書については電磁的記録での作成を容認する規定が見当たらないが(6)帳簿書類の電子媒体による保存は全ての法定帳簿に適用されるという理解でよいか。また、指針(6)③及び④における「電子媒体」には、サーバーのハードディスクが含まれることを確認したい。	
78	Ⅲ-3-3 業務に関する 帳簿書類関係	システム対応に相応の時間を要すること、および、実務上の混乱を回避するため、業務に関する帳簿書類の作成については経過措置を設けてほしい。	ご意見を踏まえ、帳簿書類の作成・保存のためのシステム開発等に要する期間に係る経過措置について、合理的に認められる範囲で所要の措置(1年間の経過措置)を設けることといたします(金商業等府令附則第18条・第19条)。
79	Ⅲ-3-3 業務に関する 帳簿書類関係	金商業等府令案第72条に定める添付書類について、「当該業務の方法」、「当該業務の損失の危険の管理方法」とあるが、この「方法」とは具体的には何を記載すればよいか本監督指針案等に明記してほしい。	個社ごとに様々な方法が考えられるため、具体的にお示しすることは困難であると考えられます。
IV-1 経営管理(第一種金融商品取引業)			
80	IV-1他 経営管理	フィットアンドプロパー原則なるものによる常任取締役等の自由な罷免権がFSAに与えられることにより、日本の投資産業で、本来必要なビジネスリスクが取れなくなり、最適な投資行動に向けた日本の投資産業での機動性や柔軟性が失われるものと考ええる。結果として、資本市場からの海外資金の撤退に伴う資産価値の減価を予想する。金融庁として資本市場の適切な発展を	貴重なご意見として参考にさせていただきます。

		図るためにも、同原則の適用は慎重に行うように検討してほしい。	
81	IV-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成	(1)について、人的構成を考える場合、情報の集約、精査をするために、情報提供体制の整備が必要である。また、協会としても加入に当たり、登録審査と同様に審査を行う場合、反社会性の具備情報の把握が不可欠であり、そうした体制整備を付け加えてほしい。	業者における情報の集約・精査のための体制整備自体は重要と考えられますが、仮に協会の加入審査に資する目的で当局から協会へ情報提供を行うべきとの趣旨であれば、一般論としては、当局からのセンシティブ情報を含む広範な個人情報の提供には慎重であるべきと考えられます。 ただし、反社会的勢力の排除に関する協会と当局の連携については、今後強化の必要があると考えられます。
82	IV-1-2 IV-4-1 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成及び登録	IV-1-2(1)③中、及びIV-4-1(2)②ロには、「暴力団と密接な関係」との記載(第二種金融商品取引業、投資運用業にも同様の記載)があるが、「密接な関係」とは具体的にどのような状況を指すのか明示してほしい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、具体的に例示列記することは困難と考えられます。
83	IV-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成	(2)について、「総合的に勘案する」では基準として抽象的であるため、明確化してほしい。信用失墜のおそれについて総合的勘案とするが、実際の判断においてどの項目を取り上げ、そのウェイト付け等を行うか不明である。	様々なケースが想定されるため、あらかじめ具体的な基準を設けることは困難であると考えられます。また、明確な基準やウェイト付けを明らかにすることで、かえって情報の把握や判断が困難になるような事態は避けるべきと考えられます。
IV-2 財務の健全性等(第一種金融商品取引業)			
84	IV-2-6 国際的に活動する金融商品取引業者グループについて	(2)⑥について、列挙されている承認審査リストに「第57条の4の期待エクスポージャー方式」を追加してほしい。同方式は現時点では詳細要件の記載がないものの、「金融庁長官の承認を受けて使用すること」と明記されているため。	詳細要件の記載がないため現時点での修正は不要と考えられます。
85	IV-2-4 取引先リスク管理態勢	(3)②イについて、当社はカバー先金融機関と為替取引を行うに当たり、ISDA契約書(または銀行取引約定書と先物為替取引約定書のペア)を締結している。また、これら契約書の準拠法は日本法または英国法となっている。このような契約形態は、極めて標準的なものであり、銀行間市場でも広く受け入れられているところと理解している。このような場合でも、個別にリーガルオピニオンを書面により確認する必要はあるのか確認したい。特に契約の準拠法とは別に、(3)②ロ. aにあるように、許認可国・所在国別の法体系にまで立ち入って調査を要するのか、確認したい。	イについては、ご意見を踏まえ、「法的見解(リーガル・オピニオン)を『必要に応じ』書面により確認しているか。」に修正いたします。 ロについては貴見のとおりと考えられます。
86	IV-2-4 取引先リスク管理態勢	(3)④⑤について、「第17条第3項第2号の表」ではなく、「第17条第3項第3号の表」ではないか。	ご意見を踏まえ修正いたします。

87	IV-2-4 取引先リスク 管理態勢	(3)⑥について、「標準的方式により取引先リスク相当額を算出…」とあるが、取引先リスクには「標準的方式」の定義がなく方式は一つと思われるので、「標準的方式により」は削除してもよいのではないか。	確認的に記載しているもので修正は不要と考えられます。
IV-3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)			
88	IV-3-1-2 勧誘・説明態 勢	金商法第46条の4に規定する説明書類の「内部管理の状況の概要」に関し、「顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法及び内部監査体制」の記述が求められているが、具体的とはどの程度まで詳細である必要があるか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
89	IV-3-1-2 勧誘・説明態 勢	金商法第37条の5において、顧客は預託すべき保証金を受領した際には、金商業等府令案で定める書面を交付しなければならないとされている。ここでいう保証金とは金商業等府令案第120条において、金商法施行令案第16条の4第1項に定める店頭デリバティブ取引とされていることから、店頭デリバティブの保証金(等)の受け入れを行った場合には、書面を交付することになるが、その理解でよいか。 一方、証券会社向けの総合的な監督指針では、有価証券・金銭の受け入れ全般については、金融機関経由、または振替機関経由のものは書面の交付等の事項を通知しなくてもよいものとされており、IV-3-1-2(2)④でも同様の記述が残っている。店頭デリバティブ取引の保証金(等)受け入れを金融機関経由、または振替機関経由で行った場合には書面の交付等の事項を通知しなくともよいという理解でよいか。	金商法施行令第16条の4第1項に掲げる店頭金融先物取引に係る証拠金等を受領したときは、金商法第37条の5の規定に基づき、直ちに顧客にその旨を記載した書面を交付しなければなりません。 なお、IV-3-1-2(2)④では、有価証券関連業に関し、金商業等府令第123条第8号に規定する「受渡状況その他の顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」について、例示を行ったものです。
90	IV-3-1-2 勧誘・説明態 勢	(3)⑤について、「その他投資信託等の性格、顧客のニーズを勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの」と規定されているが、具体的な基準を教えてください。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、あらかじめ具体的な基準を定めることは困難であると考えられます。
91	IV-3-1-2 勧誘・説明態 勢	「顧客」とは、「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客」の双方を含む「投資者」を指していると思われるが、例えば金商業等府令案第130条第11号でいう「投資判断に影響を及ぼす重要な事象」は、投資者の属性で異なるものとなると思われる。「特定投資家」、「特定投資家以外の顧客」ごとの具体的なガイドライン等を明示してほしい。また、IV-3-1-2(4)では、金商業等府令案第130条第11号についての説明で「顧客」を「個人である顧客」と限定して解釈・明示されているが、金商業等府令案第130条第11号とIV-3-1-2(4)をどう解釈	ご意見を踏まえ、ご指摘の規定(金商業等府令第123条第11号)の「説明」の相手方を「個人である顧客」に限定するよう規定を修正いたします。 これに合わせ、Ⅲ-3-1-2(4)においても同様の修正をいたします。

		すればよいか。	
92	IV-3-1-4 誤認防止措置	(1)について、「同一の建物」とあるが、複数の会社等の事務所が入居する建物に、証券会社と金融機関が入居している例は多いが、すべて対象となるのか。例えば、入口を共有する場合、類似の商号の場合など、顧客が誤認しやすい場合に限定されるのではないか。	あくまで「誤認することを防止する観点から」の措置であり、誤認するおそれが全くない場合に何らかの措置を講じることを想定しているものではありません。いずれにせよ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
93	IV-3-1-5 業務継続体制 (BCM)	あらゆる規模の全ての証券会社がバックアップセンター構築などの相当程度の投資を前提としたBCPを策定する必要があるのか。	(1)で「その業容に応じ、例えば以下の点に留意して」とあるように、バックアップセンター等の記載はあくまで例示であり、各社の業容に応じて適切な対応が行われることを想定しています。
94	IV-3-2-1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上	(1)について、日本証券業協会理事会決議「協会員における注文管理体制の整備について」に基づき、既に証券会社等では当該理事会決議に従い社内管理体制を整備していることから、同理事会決議を遵守していれば、IV-3-2-1(1)の留意事項についても遵守していると理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
95	IV-3-2-1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上	(1)③について、CIOとは、職位の名称がCIOである必要があるのか、またはCIOに当たる者が実質的に機能を持っていればよいのか。	名称の如何を問わず、実質的な機能を持つ者の選任を想定しています。
96	IV-3-2-1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上	(1)⑤について、証券会社等においては、誤発注を防止するために採るべき対応として、日本証券業協会理事会決議「協会員における注文管理体制の整備について」に基づき適切なハードリミット・ソフトリミットの設定等が義務付けられており、新規公開時においても初値決定後の注文と同様の取扱いとなっている。一方、過去に起きた大規模誤発注時に問題となった新規公開時の値幅制限の設定に関しては、証券取引所側において初値決定前においては注文入力可能な値幅が存在しなかったことが問題となったものであり、このようなことから、オペ懇の論点整理でも記載があるとおりの、証券取引所では必要なシステム対応がなされているところである。したがって、公募価格等を基準とした制限は、証券会社側の対応が求められたものではないことから削除してほしい。	ご意見を踏まえ修正いたします。

97	IV-3-2-1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上	(1)⑦について、既に証券会社において、日本証券業協会理事会決議「協会員における注文管理体制の整備について」に基づき、売買発注に関するハードリミット・ソフトリミットの設定を含む誤発注防止のための対応が図られ、また、証券取引所においては、誤発注により約定が行われた取引の取消しに係るルールの整備について概要が取り纏められたところであり、殊更、誤発注発生時のフェイルに着目した指針を置く必要はないのではないか。	必要な項目であり、修正は不要と考えられます。
98	IV-3-2-2 発行体に対するチェック機能の発揮	(1)について、今般改正が予定されている日本証券業協会公正慣習規則第14号「有価証券の引受け等に関する規則」を遵守していれば、IV-3-2-2(1)の留意事項についても遵守していると理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
99	IV-3-2-2 発行体に対するチェック機能の発揮	(1)④について、 ・社内の他の部署との利益相反を防止する為に必要な組織・体制とはどのようなものか。 ・市場プレイヤーとしての自己規律の維持といった観点から幅広い利益相反について対象とされているのであれば、その内容はIV-3-2-4①～④に包含されると考えられるため、不要ではないか。	・必要な組織・体制は各社の規模や業容に応じて判断されるものと考えられます。 ・市場プレイヤーとしての利益相反と発行体をチェックする主体としての利益相反は必ずしも同じ範囲のものではなく、不要ではないと考えられます。
100	IV-3-2-2 発行体に対するチェック機能の発揮	(2)について、今般制定が予定されている日本証券業協会理事会決議「会員におけるMSCB等の取扱いについて」を遵守していれば、IV-3-2-2(2)の留意事項についても遵守していると理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
101	IV-3-2-3 投資者に対するチェック機能の発揮	(1)①ハについて、「定期的に一斉点検を実施」などの記載があるが、これらはいくまでも例示として捉えればよく、本旨である、内部者登録カードの整備が確保されればよいという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
102	IV-3-2-3 投資者に対するチェック機能の発揮	(1)①ニについて、 ・海外からの注文に関して、発注者が原始委託者や最終投資家に対して現地の法令や契約に基づき守秘義務を負っていることから、金融商品取引業者が発注者から原始委託者・最終投資家の情報を取得することが出来ず、その特定が困難な場合には、特定のための努力は果たされているとみなされるとの理解で問題ないか。 ・相場操縦的行為やインサイダー取引等を未然に防止する観点から、投資事業組合等との取引や海外からの注文について、原始委託者や最終投資家を特定するよう努めるとは、例えば、投資事業組合の口座開設に際しては、組合員全員の氏名等の届	貴見のとおりと考えられます。

		出及び本人確認等を口座開設基準とする必要があるということか。	
103	IV-3-2-3 投資者に対する チェック機能 の発揮	<p>(1)①ホについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券会社では「仮名口座」を利用していることが判明した場合には、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」9条3項12号等に基づき顧客からの注文を受託することが禁止されていることから、通常速やかに仮名口座の解約手続き等の是正処理を行うと考えられるが、「特に注意してモニタリングを行う」とは具体的にどのような方法で運用するということか。 ・日本証券業協会公正慣習規則第9号「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」において、仮名であることを知りながら注文を受託することは禁止されている。例えば、証券会社等が、顧客が仮名口座を利用しているおそれがあると認識した場合には、特に注意してモニタリングを行うこととしてはどうか。 	<p>ご意見を踏まえ、「証券会社等が、顧客が仮名口座を利用しているおそれがあると認識した場合には、実取引者の解明に努めるとともに、特に注意してモニタリングを行うこととしているか。」に修正いたします。</p>
104	IV-3-2-3 投資者に対する チェック機能 の発揮	<p>(1)③ハについて、疑われる場合速やかに届出を行うこととあるが、どの程度まで届出が必要か。当社は、不公正取引防止の一環として、会社関係者等(内部登録者)には受託時にインサイダー情報の確認(委託注文書等を徴求している。)を行っている。また、上場企業が重要事実の公表を行った場合は、当該公表日から一定期間遡り会社関係者等の売買を検証している。その他、日々の売買監視においても公表直前に過大な売買を行っている売買委託者についても検証している。そして当該検証の結果、インサイダー取引の疑いがあった取引についてはお客様にヒアリング等を行ってインサイダー情報に基づく売買でない旨を確認している。この様に市場仲介業者として確認しインサイダー取引の疑念が払拭された場合でも届け出る必要はないと理解してよいか。</p>	<p>インサイダー取引の疑念が完全に払拭された場合までも届出の対象としているものではありません。</p>
105	IV-3-2-3 投資者に対する チェック機能 の発揮	<p>(3)について、反社会的勢力との関係を有する可能性だけをもって、直ちに取引停止措置を講ずることは難しいものと考えられるが、「十分な売買管理、売買審査」とは、例えば、関係当局等との間で緊密な情報交換を行うこと等との意味と理解してよいか。</p>	<p>必ずしも直ちに取引停止措置を講ずることを意図しているのではなく、関係当局等との緊密な情報交換も含めた適切な対応を想定しています。</p>

106	IV-3-2-4 市場プレイヤーとしての自己規律の維持	「(参考)(潜在的な)利益相反等の問題を孕む事例」の「発行済株式数を上回る株式の買付け」という記載部分は、自己規律という意味では、誤発注と認識した段階で、発行済株式総数に関係なく買付けを行うべきではないため、削除すべきではないか。	ご意見を踏まえ、「発行済株式数を上回る」を削除することとします。
107	IV-3-3 店頭デリバティブ取引に係る業務の適切性	IV-3-3全体では店頭デリバティブ取引業者に関する取扱いを述べているが、店頭金融先物取引業者のみに関して当てはめればよいようなこと(IV-3-3-2(1)、(3)、(4)①~④、(5)、(6))ばかりであり、一方で主語或いは目的語を店頭金融先物取引業者と明示していないために法令の拡大適用があるかのような表現もある((2)②、(3)②口、(4)①~④。)ので修正してほしい。	IV-3-3については、店頭デリバティブ取引に係る業務の適切性について、取引内容に応じた監督上の着眼点と留意点を示したものであり、規制の拡大適用を示すものではありませんが、ご意見を踏まえ、主語を明示する等の修正を行います。
108	IV-3-3-2 勧誘・説明態勢	金先法第70条第1項では「交付して説明しなければならない」とされており、金先業者向けの監督指針では、インターネットを介して交付する場合は、「クリックする等の方法で確認することにより、当該説明を行ったものとする。」との記載があったが、新法下ではこれに相当する記載がない。 新法下では、取引説明書を書面又は電子的に交付すれば、説明は不要であると考えてよいか。	金商業等府令第117条第1項第1号において、「書面の交付に関し、あらかじめ、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為」を禁止しております。 なお、インターネットを通じた説明の方法については、Ⅲ-2-3-4(1)④に記載しています。
109	IV-3-3-2 勧誘・説明態勢(店頭デリバティブ取引業)	(3)①店頭金融先物取引業者が取引時に表示した数値等の提示に関して、 ・金商業等府令第130条第21号は金商法第40条の2における最良執行方針等の対象取引に関する規定と理解している。また、金商法施行令第16条の6において、デリバティブ取引は最良執行方針の対象外としており、かつ店頭金融先物取引は店頭デリバティブ取引に含まれると認識している。従って、店頭金融先物取引に関しては、金商業等府令第130条の対象外となるのではないか。 ・仮に、金商業等府令第130条の対象に店頭金融先物取引が含まれると仮定した場合でも、金融商品・金融指標・オプションの価格について「各取引日ごとの始値・高値・安値・終値の提示によることができる」とされているが、金融商品等は複雑な金融工学に基づき計算され、また締結時点での市場実勢により価格決定されるものであり、始値・高値等は保存も含めて困難である場合が多い。従って、締結日時点の市場実勢相場に基づき、顧客からの要請があった場合には、価格決定等について合理的に説明出来る体勢としていることで問題	・金商業等府令第123条は、金商法第40条第2号により規定されたものであり、デリバティブ取引を行う金融商品取引業者も対象となります。 ・「価格決定等について合理的に説明できる態勢」の内容については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。なお、「始値、高値、安値及び終値」については、これらを提示することが金商業等府令の要件を満たすことを示しており、必ずしも常にこれらを求めているわけではありません。

		ないか。	
110	IV-3-3-2 勧誘・説明態 勢(店頭デリバ ティブ取引業)	(3)②両建て取引に関しては、顧客からの意思表示があった場合に、通常の販売・勧誘における説明よりも慎重に商品・リスク等を説明する態勢・手続を規定し、その説明状況に係る記録を行うことで問題ないか。	基本的には貴見のとおりと考えられますが、具体的な手続きが法令に適合したものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
111	IV-3-3-2 勧誘・説明態 勢(店頭デリバ ティブ取引業)	(3)について、スワップポイントとは、「通貨間の金利差調整額」とのことであるが、そのような調整額がある取引についてのみ該当する概念であると考えてよいか。	貴見のとおりと考えられます。
112	IV-3-3-2 勧誘・説明態 勢(店頭デリバ ティブ取引業)	(4)④の「デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項」に含まれる「金融商品等の価格等の決定方法に関する事項」については、現行の金先法において店頭金融先物取引に関して求められる価格決定方法の記載(「価格算出時点におけるスポット為替レート及び取引期間と取引通貨に応じたボラティリティ、金利を参照し一定の算式で計算した値に、取引に係る収益・費用を加えて決定する」等)と同様の内容でよいか。	基本的には貴見のとおりと考えられますが、デリバティブ取引においては、多種多様な内容が考えられるため、典型的に示すことは困難であり、また、具体的な記載内容が法令に適合したものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
113	IV-3-3-2 勧誘・説明態 勢(店頭デリバ ティブ取引業)	(4)④「デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他基礎的な事項」に「金融商品等の価格等の決定方法に関する事項」が含まれるとのことだが、理論的な計算式等の記載が必要か。価格決定に与える要因の列挙等で十分ではないのか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、価格決定に与える要因の列挙等のみでは十分ではなく、当該要因をどのように処理して顧客に提示する価格等を決定するのかということを合理的に説明する必要があるものと考えられます。
114	IV-3-3-2 勧誘・説明態 勢(店頭デリバ ティブ取引業)	(6)②の顧客からの招請状況等の把握については、顧客訪問時の面談内容等を適時書面記録し、当該書面を保管する手続を定めることで問題ないという理解でよいか。	基本的には貴見のとおりと考えられますが、具体的な手続きが法令に適合したものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
115	IV-3-3-2、V-2-2-2 勧誘・説明態 勢(第一種金 融商品取引業 及び第二種金 融商品取引 業)	金商業等府令案第95条第1項第7号に規定する「デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項」として、「スワップポイントを含む」とあるが、スワップポイントは、デリバティブ取引全般に共通の事項ではないため、スワップポイントに関わりのないデリバティブ取引については記載する必要がないと考えてよいか。	ご意見を踏まえ修正いたします。

IV-4 諸手続(第一種金融商品取引業)			
116	全般	<p>一般の法令等の改正により、元引受業務が認可から登録となるが、認可の際に付されている条件の取扱いはどのようになるのか。</p>	<p>金商法第29条の登録に条件は付されていませんが、これまで条件となっていた事項は引き続き当局が監督上留意すべき事項であると考えられます。</p>
117	IV-4-1 登録	<p>(2)②について、体制審査に当たっては、金融商品取引業協会との間で、事前の情報交換等の連携強化に努める旨、明記してほしい。</p>	<p>業者における情報の集約・精査のための体制整備自体は重要と考えられますが、仮に協会の加入審査に資する目的で当局から協会へ情報提供を行うべきとの趣旨であれば、一般論としては、当局からのセンシティブ情報を含む広範な個人情報の提供には慎重であるべきと考えられます。</p> <p>ただし、反社会的勢力の排除に関する協会と当局の連携については、今後強化の必要があると考えられます。</p>
118	IV-4-1 登録	<p>人的構成の審査項目である「十分な知識及び経験」について、従来の証券会社向けの総合的な監督指針では、本邦の登録を受けた証券会社等での知識・経験に限られていたが、(Ⅲ-2登録(5)ハ)、本監督指針案では明文上このような限定がないため、外国で認められた金融商品取引業での知識・経験も考慮されるものと考えられるが相違ないか。仮に従来どおりの運用とすると、明文に反することになるほか、外国から新規参入してくる金融商品取引業者にとっては本邦の会社での経験者を雇用しなければならずコスト増となり、参入障壁となることは必至であり、国際性を阻害することは金商法の趣旨にそぐわない。</p>	<p>IV-4-1(2)①ハに規定する「3年以上経験した者」とは、行おうとする第一種金融商品取引業の業務について十分な知識及び経験を有する者である必要があることから、原則として我が国において登録又は認可を受けた業者において3年以上の経験があることが必要になると考えられます。</p>
119	IV-4-2-1 認可	<p>金商法第30条の2第1項の規定に基づき内閣総理大臣は認可に条件を付すことができる」とされているが、「条件」は行政法上、行政行為の附款であることから、付すことのできる条件は停止条件及び解除条件に限定されるのではないかと。③イ、ロ、ハ、ニに掲げる条件は、行政行為の附款の範囲を超えているのではないかと。</p> <p>特に、取引量に係る報告については、条件として報告義務を課すのではなく、金商法第56条の2の規定に基づき報告を求めべきではないかと。</p> <p>また、ニに記載されているような「新たな条件を付すこと」は、法令上できないと考えられるが、どのような解釈でできるのか。</p>	<p>PTS業務における認可の条件は、一定程度集団的な取引の場を提供する当該業務に鑑み、公益又は投資者保護のために遵守させる必要があるものについて、必要最小限度の範囲で規制を課すものと考えられます。</p> <p>本監督指針における認可の条件は、取引所の自主規制機能を有しない金融商品取引業者の行うPTS業務においては、公正な取引の確保や投資者保護の面で問題が生じるおそれがあることから、不公正取引を防止する等の観点から定めたものであり、その内容は、法律の目的及び公益又は投資者保護のため必要な最小限度の範囲を超えないものと考えられます。</p>

120	IV-4-2-2-2 弊害防止措置 の適用除外承認	<p>本監督指針案Ⅲ-3-2-1(3)⑨リにおいて、金融商品取引業者が市場仲介機能を適切に遂行するうえで、適切な引受審査を行うことは重要であり、金商業等府令案第130条第4号においてもその点明記されたところである。業者の適切な引受審査体制の構築にあたり、チェック機能としての内部管理部門、例えば法務コンプライアンス部門の一定の関与は必要であると思われるところ、弊害防止措置の適用除外承認に関する本監督指針案Ⅲ-3-2-1(3)⑨リにおいては、有価証券の引受を審査する部門の定義として「発行者の提出する有価証券届出書等開示書類に係る審査を行う部門」とされており、そのような部門は銀行における法務コンプライアンス部門及び与信の審査を行っている部門との間において兼職(いわゆるマルチハット)ができない建てつけとなっている。「発行者の提出する有価証券届出書等開示書類に係る審査を行う部門」という定義は、業者の法務コンプライアンス部門が行っている様々なドキュメントレビューをも包含する広い概念であるため、読み方によっては現在金融庁の承認を得て銀行との間でマルチハットしている証券会社の法務コンプライアンス部門が、金融庁の求める引受審査体制の構築に資するサポート行為を一切行えなくなるのではないかという危惧がある。この点、当該監督指針案該当部分の趣旨は、有価証券の引受を「審査する部門」とあるとおり、引受審査を専門に行うあるいは業務の中心として行う部門として仮に金融商品取引業者の法務コンプライアンス部門が位置づけられている場合(そのようなケースはまずない)には、銀行とのマルチハット承認申請ができないという当然のことを注意的に規定したに過ぎず、個社の業務運営体制上の選択に応じて、法務コンプライアンス部門が業者の引受審査体制の構築に資するようなサポート行為を行ったり、個々の引受審査に関しアドバイスしたり、チェック機能を果たしたりすることを行えないということを用意するものではないことを確認したい。あわせて、このような解釈上の疑念が残る余地を払拭するために当該条文(Ⅲ-3-2-1(3)⑨リ)を削除するよう、要望する。</p>	<p>本監督指針IV-4-2-2-2(3)⑧リは、承認を得て銀行との間で兼職している証券会社の法務コンプライアンス部門が、引受け審査に関する協力を行うケースを排除するものではありません。</p>
121	IV-4-2-2-2 弊害防止措置 の適用除外承認	<p>金商法第35条第5項、金商業等府令案第72条第1号及び第73条第2項第2号に規定されている「損失の危険」とは、本監督指針案Ⅲ-3-2-1(3)に記載されてい</p>	<p>法令で規定している「損失の危険」とは幅広いものを指しており、ご指摘のリスクに限られたものではありません。</p>

	認	る市場リスク、信用リスク、オペレーショナルリスクのことと理解してよいか。	
122	IV-4-2-4 累積投資業務に係る留意事項	金商業等府令案第155条において、累積投資契約であればクレジットカード等による購入が可能と規定されているが、具体的な監督指針があれば教えてほしい。	具体的な監督指針は、今後業務が行われる中で必要に応じ検討したいと考えています。
V-1 経営管理(第二種金融商品取引業)			
123	V-1 経営管理	ここでの記載は、法人である第二種金融商品取引業者を対象としたものとなっているが、個人である第二種金融商品取引業者の着眼点を記載する必要があると思われる。	ご意見を踏まえ修正いたします。
124	V-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足り人的構成	当該業務を適正に遂行することができるかどうかの判断基準として、 (1)その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する人材の確保状況 (2)組織体制の2点が挙げられているが、 ①本判断基準は、当該業務を担当する役員及び使用人のみに係ると理解してよいか。 ②前記(1)について、各業務別に知識が十分とみなす基準(例えば信託受益権の販売である場合、外部セミナー修了者等)は具体的に明確化されるのか。具体的に明確化されたとした場合、これは金融商品取引業協会から提示されることとなると理解してよいか。 ③前記(2)についても同様に組織体制がどのようであれば適正と判断するかの基準は具体的に明確化されるのか。具体的に明確化されたとした場合、これは金融商品取引業協会から提示されることとなると理解してよいか。	①「当該業務を担当する」の判断は個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、基本的には貴見のとおりと考えられます。 ②③当局から本監督指針に加えて具体的な基準を定めることは考えておりません。
125	V-1-2 金融商品取引業を的確に遂行するに足り人的構成	信託業法に基づく、信託受益権販売業に関しては、信託会社等に関する総合的な監督指針10-2-4(2)において、信託業務に関する知識、信託法令に関する知識を有する者を配置すること、宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売を行う場合には、宅地及び建物の知識を有する者を配置することなど、一定の人的要件が求められていた。この点、金商法、金商法施行令案・金商業等府令案、本監督指針案においては、同様の要件の定めがないように見受けられる。投資家保護の観点からは一定の人的要件を求める必要があると思料するところ、同様の定めを検討してほしい。	ご意見を踏まえ、不動産に係る信託受益権等の売買等を行う者の人的構成の審査基準を金商業等府令第13条第4号で定めることとしました。

V-2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)

<p>126</p>	<p>V-2-1 みなし有価証券販売業等に 係る業務の適切性</p>	<p>信託受益権や集団投資スキーム持分等の有価証券の①売買の媒介を行う場合(金商法第2条第8項第1号)や②募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いを行う場合(金商法第2条第8項第9号)において、金商法第37条の3第1項及び同法第37条の4第1項に基づき交付する書面の相手方たる「顧客」(金商法第37条の3第1項柱書、同法第37条の4第1項本文)は、当該有価証券を取得しようとする者という理解でよいか。信託受益権や集団投資スキーム持分等の有価証券の①売買の媒介を行う場合や②募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いを行う場合、金融商品取引契約(①有価証券の売買の媒介委託契約、②募集・売出・私募の取扱いに係る契約)の相手方は、それぞれ①当該有価証券の売主、②当該有価証券の募集・売出し・私募を行う者で、当該有価証券を取得しようとする者ではないため確認するものである。なお、これに付随して、金商法第45条第2号の「金融商品取引契約の相手方」には、信託受益権や集団投資スキーム持分等の有価証券の①売買の媒介を行う場合や②募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いを行う場合には、当該有価証券を取得しようとする者が含まれると理解してよいか。</p>	<p>「金融商品取引契約」とは、「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(金商法第2条第8項各号に掲げる行為)を行うことを内容とする契約」をいいます(金商法第34条)。このうち、「顧客を相手方とし」は基本的に顧客が金融商品取引業者等との間の金融商品取引行為の当事者となる場合をいい、「顧客のために…行う」は基本的に、金融商品取引業者等が顧客のために金融商品取引行為の媒介・取次ぎ・代理を行う場合をいうものであると考えられます。</p> <p>なお、顧客が誰であるかは、投資者保護の観点から個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>金融商品取引業者等が有価証券の私募の取扱いを行う場合には、当該金融商品取引業者等は、当該有価証券の発行者のために私募の取扱いを行うことを内容とする金融商品取引契約を締結することから、発行者に対して契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられます。</p> <p>また、当該金融商品取引業者等が私募の取扱いを通じて有価証券を取得させる行為については、その取得者が実質的な販売・勧誘の対象となることから、当該金融商品取引業者等は取得者に対しても契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられます。</p> <p>金融商品取引業者等が有価証券の売主のために売買の媒介を行う場合には、当該金融商品取引業者等は、当該有価証券の売主のために売買の媒介を行うことを内容とする金融商品取引契約を締結することから、売主に対して契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられます。</p> <p>一方、買主を相手方として有価証券の売買を行うことを内容とする金融商品取引契約は、当該金融商品取引業者等ではなく、当該有価証券の売主が締結するものであることから、当該金融商品取引業者等は買主に対して契約締結前交付書面の交付義務を負わないものと考えられます。ただし、当該金融商品取引業者等が当該買主のためにも売買の媒介を行うと認められる場合には、当該金融商品取引業者等は、当該買主のために売買の媒介を行うことを内容とする金融商品取引契約を締結すると認め</p>
------------	--------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>られることから、買主に対しても契約締結前交付書面の交付義務を負うものと考えられます。</p> <p>なお、ご意見も踏まえ、有価証券の発行者や売主に対して交付する契約締結前交付書面については、有価証券の内容等に関する事項を記載する必要性に乏しいと考えられることから、当該事項の記載が不要となるよう、規定を修正いたします(金商業等府令第83条第3項等)。</p> <p>なお、金商法第45条第2号に規定する「金融商品取引契約の相手方」には、金融商品取引業者等有価証券の売買の媒介を行う場合についても、有価証券の募集・売出しの取扱いや私募の取扱いを行う場合についても、有価証券の売主・発行者・所有者のみならず、当該有価証券を取得しようとする者も含まれるものと考えられます。ただし、金融商品仲介業者による媒介については、当該金融商品仲介業者は契約締結前交付書面の交付義務を負っていませんが、これは所属金融商品取引業者等有価証券が契約締結前交付書面の交付義務を負うことによるものと考えられます。</p>
127	V-2-1-2 取引一任契約等	(2)について、信託受益権及び匿名組合出資持分については適用がないとの理解でよいか。	①～④の規定の中には、現状では、事実上、みなし有価証券に適用されないものがあります。
128	V-2-2-2 勧誘・説明態勢	第V章全体については、第二種金融商品取引業に関する留意事項等が記載されたものと考えているが、第二種金融商品取引業では委託証拠金等を自ら預かることがないため、V-2-2-2の記載は不要であると思われる。	<p>ご意見を踏まえ、V-2-2-2(4)を削除いたします。</p> <p>なお、金商法においては、広告や説明態勢等に関する規定は第二種金融商品取引業者にも適用されています。従って、例えば、委託証拠金等を預からない場合でも、取引の媒介を行う際などに顧客への勧誘や説明態勢の適正性が求められると考えられます。</p>
129	V-2-2-2 勧誘・説明態勢	V-2-2-2について、「市場デリバティブ取引(金融先物取引)は不招請勧誘禁止規定の適用が除外されているものの、取引所に上場される外国為替証拠金取引については、店頭金融先物取引に準じて、勧誘に関しては細心の注意が必要である」等の規定を追加すべきではないか。	ご指摘のとおり市場デリバティブ取引については、法令において不招請勧誘の禁止が規定されておりませんが、各業態に共通の着眼点をⅢ-2-3(勧誘・説明態勢)で規定していることから、特段の措置は不要と考えられます。
130	V-2-2-2 勧誘・説明態勢	(3)④について、「スワップポイント」は為替以外の取引では一般的ではないと思われるが、金商業等府令第95条はデリバティブ取引等に係る契約締結前交付書面の共通事項であるので、すべてのデリバティブ取引等の契約締結前交付書面にスワップポイントを記載する必要があるように読	ご意見を踏まえ、「通貨に係る取引である場合には」と明確化することとします。

		めるが、該当しない商品については不要としてほしい。	
131	V-2-2-2 勧誘・説明態勢	(3)④について、「金商業等府令第95条第1項第7号に規定する「デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項」には、金融商品等の価格等の決定方法に関する事項及びスワップポイントを含むものとする。なお、スワップポイントについては顧客が受け取る場合と支払う場合の双方があり、また、結果として損失が生じることとなるおそれがある場合に、その旨が適切に表示されていること。」と規定している。「スワップポイント」は為替以外の取引では一般的ではないと思われるが、金商業等府令第95条はデリバティブ取引等に係る契約締結前交付書面の共通事項であるので、すべてのデリバティブ取引等の契約締結前交付書面にスワップポイントを記載する必要があるように読めるが、該当しない商品については不要としてほしい。	
V-3 諸手続(第二種金融商品取引業)			
132	V-3-1 登録	(1)①ロにある「常務に従事する役員」というのは、金融商品取引業に従事する役員という理解でよいか。また、当該役員は金商法施行令案で定める法令遵守に関する使用人と兼務していることを禁止する趣旨ではないという理解でよいか。	責見のとおりと考えられます。
133	V-3-1 登録	投資目的で投資家・SPCが信託受益権を購入する行為は、「有価証券の売買」(金商法第2条第8項第1号)には該当するものの、対公衆性を有する行為ではないので「業として」(同項柱書)行う行為には当たらないから、「金融商品取引業」(同項)に該当せず、第二種金融商品取引業の対象とならないと考えてよいか(金商法第2条第8項第1号、同法第28条第2項第2号)。(金融商品取引業から除かれるものとして定められている)金商法第2条第8項柱書・金商法施行令案第1条の8の3第1項第4号・定義府令第16条第1項第1号は、信託受益権の販売の場面にしか適用されず購入の場面には適用がないため、上記のように「業として」行うものでないから第二種金融商品取引業に該当しないと整理できないと、投資家やSPCが常に第二種金融商品取引業の登録を受けなければ信託受益権を購入できなくなることになり、流動化・証券化による資金調達に重大な支障を生じさせることになるため確認を行うものである。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、現行の証取法の考え方と同様に、金商法においても、自己のポートフォリオを改善するために行う「有価証券の売買」等は、基本的に「業として」(金商法第2条第8項柱書)行うものに該当せず、「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます。 一方、ご指摘の定義府令第16条第1項第1号については、「信託受益権の販売」のすべてが「自己のポートフォリオを改善するために行う」ものとは限らないことを前提として、現行の「信託会社等に関する総合的な監督指針」(10-2-1(1))の内容も踏まえ、投資者の保護のため支障を生じることがないと認められる行為に限定して、「金融商品取引業」の定義から除外することとしているものです。

		<p>また、上記整理(投資家やSPCによる有価証券の購入行為は、対公衆性を有する行為ではないので「業として」行っている行為に当たらないから「金融商品取引業」に該当しない。)は信託受益権以外の有価証券の場合にも妥当すると考えてよいか。</p>	
134	V-3-1 登録	<p>金商法第2条第8項の「『業として』行う」というためには、反復継続性に加えて対公衆性を有する行為であることが要件であると解されている。とすると、金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利等の有価証券の発行者が、勧誘等、有価証券の募集又は私募(以下「自己募集」という。)に関する対外的行為の一切を第三者に委託している場合には、当該発行者自身は、対外的行為を一切行っておらずその行為は対公衆性を有する行為とはいえないので、「業として」有価証券の自己募集を行っているものではないとして、当該有価証券の発行者の行為は「金融商品取引業」に該当しないと理解してよいか。</p> <p>また、有価証券の自己募集を時期を異にして複数回行った場合にも(例えば匿名組合員から追加出資を受ける場合等)、有価証券の自己募集に関する対外的行為の一切を第三者に委託している場合には、当該有価証券の発行者の行為に対公衆性はないので、「業として」有価証券の自己募集を行っているものではないとして、当該有価証券の発行者の行為は「金融商品取引業」に該当しないと理解されるがそのような理解でよいか。</p>	<p>金商法第2条第8項第7号イ〜トに掲げる有価証券の発行者が、その取得勧誘(同条第3項)を第三者に委託して自らは全く行わない場合には、「有価証券の自己募集(私募)」(同条第8項第7号)を行っているとは認められず、「有価証券の自己募集(私募)」に係る金融商品取引業の登録を受ける必要はないものと考えられます。なお、当該発行者が「取得勧誘を全く行わない」かどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
135	V-3-1 登録	<p>金銭債権信託において、当初受益者である委託者が、特定の特別目的会社(当該信託受益権を引当に実質的な受益者を募る目的の者に限る)等に定例的に信託受益権を譲渡するスキームで、譲渡の際に「取得勧誘」の行為が一切行われない場合については、委託者や譲渡手続きを代行する者の行為は、金商法の適用外であると考えてよいか。</p> <p>上記スキームは、主に事業会社が保有する手形や売掛債権の流動化を活用した資金調達スキームとして広く利用されている。仮に当該譲渡が規制対象であるとする、当該事業会社と信託銀行が新たに私募の取扱い契約を締結する必要が生じるなど過大な負荷がかかることになり、上記資金調達スキームが成り立たなくなる可能性が十分に考えられる。「取得勧誘」の実体が無いにもかかわらず、このような取引形態</p>	<p>ご指摘の場合については、「当初受益者である委託者」の行為は当該信託受益権の「発行者」として行う「有価証券の私募」に該当し、基本的に「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます(金商法第2条第8項第7号)。</p> <p>一方、「譲渡手続きを代行する者の行為」については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、当該行為は基本的には「有価証券の私募の取扱い」(同項第9号)として、「金融商品取引業」に該当するものと考えられます。</p>

		<p>までが法の規制対象となった場合、中堅中小を含む多くの事業法人の資金調達手段に少なからず影響を与える可能性があると考えられることから、検討してほしい。</p>	
136	V-3-1 登録	<p>一括支払信託において、委託者兼受益者である納入企業が、自己が第三者に対して負担する①債務の支払の為②債務の弁済(代物弁済)の為、あるいは③債務に関する担保差し入れの為、信託受益権を第三者に譲渡する行為は、「業として行う」ものではないので「金融商品取引業」(金商法第2条第8項)に該当しないと考えるか。(平成16年の信託業法改正時における、「信託会社等に関する総合的な監督指針(案)」についての平成16年12月28日付「パブリックコメントの概要及びコメントに対する考え方」で、「営業には該当しないと考えられ信託受益権販売業の登録は不要」と回答されている。)</p>	<p>ご指摘の「一括支払信託」は、事業者が売掛債権の流動化を図るため、委託者兼当初受益者として売掛債権を信託し、当該信託の受益権を第三者に譲渡するスキームと考えられますが、この場合は、当該事業者が第三者に信託受益権を譲渡した時点で、当該信託受益権が「発行」されたものとみなされます(定義府令第14条第4項第1号イ)。</p> <p>当該事業者の業務は、信託受益権の「私募」として、「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます(金商法第2条第8項第7号)。</p> <p>一方、当該事業者と第三者との信託受益権の譲渡手続を代行する業務は、信託受益権の「私募の取扱い」として、「金融商品取引業」に該当するものと考えられます(同項第9号)。したがって、金融商品取引業者等は、顧客である事業者が特定投資家である場合を除き、契約締結前の書面交付義務等の行為規制を遵守する必要があるものと考えられます。なお、当該代行業務を行う者が事業者から手数料を徴収することを義務づけるような法令上の規定はありません。</p> <p>なお、「一括支払信託」において、当初に事業者のために「私募の取扱い」を行うことを内容とする「金融商品取引契約」(金商法第34条)が締結され、その後当該契約に基づき同様の条件で事実行為としての「私募の取扱い」が行われるような場合は、「私募の取扱い」自体は「金融商品取引契約」に該当せず、当該行為の都度書面交付(金商法第37条の3、第37条の4)や特定投資家への告知(同法第34条)を行うことは求められないものと考えられます。もっとも、このように個々の私募の取扱い行為が金融商品取引契約の「締結」ではなく「履行」に該当するか否かは、同一の契約に基づき同様の条件で行われるものといえるかどうかにより、個別の事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

137	V-3-1 登録	<p>現在、登録金融機関でない銀行(信託銀行兼営の認可はない)が、信託受益権販売業者として第二種金融商品取引業者の登録申請を行う場合、取り扱える信託受益権の種類は金銭債権に限られるのか。</p> <p>なお、現行で信託受益権販売業を登録申請する場合には、信託規則第84条第1号、信託会社等に関する総合的な監督指針10-2-4(1)に基づき信託受益権に係る信託財産を記載し登録申請を行うが、本監督指針案では、金商法第28条第2項第1号に規定するみなし有価証券販売業者等が取り扱える信託財産権はどの法律に基づくのか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行が、有価証券である信託受益権について、金商法第33条第2項第1号に規定する行為を業として行おうとする場合は、登録金融機関の登録を受ける必要があります。また、登録金融機関業務の対象となる信託受益権とは、金商法上、同法第2条第2項第1号及び第2号に規定する権利を指しています。</p> <p>後段の質問につきましては、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、みなし有価証券販売業者が取り扱える信託受益権とは、金商法第2条第2項第1号及び第2号に規定する権利を指しています。</p>
VI-1 経営管理(投資運用業)			
138	VI-1 経営管理	<p>「金融商品取引業者(投資運用業を行う者に限る。VIにおいて同じ。)」とされている一方で、「投資一任業者」という用語も用いられているが、「投資一任業者」にはいわゆる自己運用をする金融商品取引業者を含まないという趣旨か。「投資一任業者」が何を指すのか明確にしてほしい。</p>	<p>投資一任業者とは、投資運用業を行う者のうち、「投資一任契約(法第2条第8項第12号口に規定する契約をいう。)」に基づき、同号に掲げる行為を業として行う者(VI-2-2)」をいいます。</p>
139	VI-1-1 金融商品取引業者の役員	<p>投資運用業者の代表取締役の兼職要件として、不動産会社等の親会社からの転籍を求める記載はない。したがって、金商法第31条の4第4項に該当する場合、投資運用業の登録を行う法人の親会社の取締役や従業員が投資運用業者の代表取締役を兼職しても、その者がVI-1-1の条件を満たせば、親会社からの転籍まで求められないか確認したい。</p>	<p>必ずしも転籍を求めるものではありませんが、利益相反防止等の観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
140	VI-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足り人的構成	<p>金商法第29条の4第1項第1号二、金商業等府令案第13条に定める人的構成の詳細は、本監督指針案に基づくものというのが貴庁の見解であると理解している。そこで、本監督指針案VI-1-2を見ると、①から⑤までの判断基準となる要素が掲げられているが、その判断方法として「①から⑤までに掲げる要素は…総合的に勘案する要素の一部であり」とある。これは、①から⑤の要素以外にも考慮する必要があり、①から⑤の要素が充足されているか否か個別に検討していくのではなく、包括的に判断されることを意味するのか。仮にそうだとすれば、金商業等府令案第13条では「いずれかの基準に該当するかどうかを審査するもの」としており、その文言を素直に解釈すると、列挙された要素各要素が充足されているか否か個別に検討すると解釈できるところ、金商業等府令案第13条と本監督</p>	<p>「①から⑤までに掲げる要素は…総合的に勘案する要素の一部であり」との文言は、①～⑤が法律上の登録拒否事由と同等の法的効果を持つものではないことを確認するための記述です。これらの要素のうちいずれかに該当することをもって直ちに登録拒否となることはなく、金商業等府令第13条に掲げられた事項への該当の有無を考慮する際に総合的に勘案する要素を可能な限り例示しているものです。</p>

		<p>指針案で、審査方法に齟齬が生じているように思われる。仮に、「総合的に勘案する」ことが、金商業等府令案の解釈だとしても、各項目を「総合的に」に「審査」するのは恣意性が働く余地が大きく、運用によっては登録ではなく認可にもなりかねないものであり、新規参入予定者にとっては大きな参入障壁になりかねない。従って、本監督指針案の「総合的に勘案する要素の一部」という文言を削除するか、少なくとも運用において、どの要素がどういう理由で法の予定する人的構成要件を満たさないのかという審査の判断結果を開示するような運営にすべきものとする。</p>	
VI-2 業務の適切性(投資運用業)			
141	VI-2-2-1 業務執行態勢 (投資一任業者)	<p>(2)について、投資一任業者は、取引執行部門(トレーディング部門)を有することが前提とされているように読めるが、例えばグローバルに拠点を有する資産運用会社グループの場合、トレーディング部門を世界中の拠点である程度集約したいという実務上のニーズがある。このような会社の場合、必ずしも日本にトレーディング部門がなくても「金融商品取引業を遂行するに足る人的構成」という観点から問題がないということにしてほしい。</p>	<p>本監督指針は、金融商品取引業者等の実態を踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、同指針に記載されている監督上の評価項目のすべてを各々の金融商品取引業者等に一律に求めているものではありません。どのレベルが合理的かは、金融商品取引業者等の規模、業務内容、顧客の属性等に応じて実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
142	VI-2-2-1 業務執行態勢 (投資一任業者)	<p>(2)①について、平均単価による一括発注取引を実施する場合に「顧客の同意」取得が義務付けられているが、結果として同意が得られない顧客が存在した場合、同意顧客と不同意顧客が並存することにより発注順序に対する優先順位付けが必然的に発生し、ひいては、顧客間の公平性を確保するという平均単価導入の趣旨に反し、投資運用業者としては忠実義務を果たせないことになりかねない。平均単価による取引を行った場合でも、内出来時に発生する口座配分等において完全に公平とならない場合があることから顧客同意を求めるという趣旨は理解できるものの、平均単価による取引が顧客の公平性を最も確保できる方法であることには疑いがないことから、「顧客への開示」に留め、「顧客の同意」は不要としてほしい。</p>	<p>取引の執行にあたり、投資一任業者には最も顧客の利益に資する取引形態を選択することが求められていますが、平均単価による取引はその取引形態のひとつに過ぎず、当該取引形態を選択するかどうかについては、投資者の意向を踏まえた上で、個々の取引状況に応じて投資一任業者が適切に判断する必要があります。</p> <p>投資者の意向確認にあたっては、当該取引形態を用いることがあるという「開示」のみでは不十分であり、明示的な「同意」を得る必要があると考えられます。</p>

143	VI-2-2-1 業務執行態勢 (投資一任業者)	(2)①イについて、「投資一任業者は、取引の執行に当たり、取引価格、その他執行コストを総合的に勘案して、最も顧客の利益に資する取引形態を選択することが求められている。」とあるが、投資信託の受益証券の取引の場合、約定日・受渡日を同一とする取引についてその取引価格(基準価額)は同一であり、取引の執行の手法等により取引価格・執行コストが異なることはない。従って、投資信託の受益証券のみを取引対象とする投資一任業務(例えば「ファンドラップ」)を行う部署においては、投資判断部門と発注部門を分離せずに、例えば投資判断を行う者が金商業等府令案第164条第1項第17号ニに定める発注伝票を作成し、発注業務を行うことができると考えてよいか。	貴見のとおりと考えられます。
144	VI-2-2-1 業務執行態勢 (投資一任業者)	(2)②について、金商業等府令案第178条第2項第4号に規定する「一括注文」の定義においては「複数の運用財産」とされ、投資一任契約に係る業務や投資信託委託業などの区別が無い規定となっているものの、VI-2-2-1(2)②及びVI-2-4-1(2)②においては「複数の顧客口座」と記載されており、「顧客」に投資信託財産が含まれるか否かが不明確である。また、VI-2-3-1(2)②において、「複数の投資信託又は投資法人に係る運用財産」とされ、現行投信法上の規定を踏襲した記述となっており、金商業等府令案の規定が反映されていない。従って、金商業等府令案と同様、「複数の運用財産」としてほしい。	ご意見を踏まえ修正いたします。
145	VI-2-2-1 業務執行態勢 (投資一任業者)	(2)②について、「投資一任業者が予め定めた配分基準により、各口座への約定配分を行なう場合には」平均単価による取引に準じた態勢整備が必要とされており、配分基準の開示と顧客同意が必要とされるが、投資一任業者の恣意性を排除するために配分を証券会社に委任している場合は、①に準ずる必要はないとの理解でよいか。	受託者責任の観点から、約定配分の公平性の担保については、一義的に投資一任業者が責任を負っているものと考えられます。約定配分に係る恣意性を排除するために証券会社に配分を委託している場合であっても、配分結果の適切性等に係る検証は投資一任業者において行われるべきであり、必要に応じて、①に準じた体制整備を行うことが求められると考えられます。
146	VI-2-2-1 業務執行態勢 (投資一任業者)	(2)③ハにある「相当程度の間隔」とは、流動性の極めて高い銘柄であれば5分若しくは更に短い時間でも十分との理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。

147	VI-2-2-1 業務執行態勢 (投資一任業者)	(2)③について、日本証券投資顧問業協会の現行のセーフハーバー・ルールを全ての許容可能なクロス取引に導入することを検討してほしい。	個別の取引が適用除外要件に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
148	VI-2-2-1 業務執行態勢 (投資一任業者)	(2)③イからへは、「例えば次に掲げる方法等」とあるとおり、金商業等府令案第136条第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」の一例であり、これらに限られないことを確認したい。	貴見のとおりと考えられます。
149	VI-2-2-1 業務執行態勢 (投資一任業者)	(2)③イは、クロス取引禁止の適用除外の場合として「異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売り買いの注文…」と規定し、同一のファンドマネージャーが同一銘柄の売り買いを同時に行わないことを前提にしている。しかし、あるファンドへの資金流入と別ファンドからの流出により、ファンドマネージャーが同日に同銘柄の売りと買いの発注を行うケースはあり、こうした現状を踏まえると、「異なるファンドマネージャー」を条件とする理由はなく、「合理的な目的のために同日に同銘柄の売りと買い注文を行う際は」と修正すべきと考える。	本監督指針には、運用資産相互間取引の適用除外となる取引を例示的に示しているものであり、記載のない取引類型を一律に禁じているものではありません。適用除外の要件に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
150	VI-2-2-1 業務執行態勢 (投資一任業者)	(2)③イは、クロス取引禁止の適用除外の条件として「トレーダーに執行についての裁量を与えられていないものに限る。」と定めるが、「トレーダーに執行についての裁量を与えられていない」というのは明瞭さを欠く。金商法が投資運用業者に「最良執行」義務を課している一方、本監督指針案では運用業者が投資家のために「最良執行」をするための取引の最適時を選択する裁量までも許していないように解釈できる。本監督指針案ではむしろ投資運用業者のトレーダーに対し、ファンドマネージャーからの注文を、市場環境を考慮せずにブローカーに送ることを義務付けているように読める。そこで、クロス取引禁止の適用除外の条件と最良執行義務との相関性を明確化してほしい。	ファンド間取引については、利益(損失)の付替え等、顧客の公平な取扱いを害するおそれのある取引であり、これを原則的に禁止したのですが、適用除外規定を設けており、顧客に対する最良執行義務と対立するところではないと考えられます。 なお、個別の取引が適用除外要件に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
151	VI-2-2-1 業務執行態勢 (投資一任業者)	(2)③ハはクロス取引禁止の適用除外の条件として(ザラ場における売りと買いの注文について、)「その発注時刻に相当程度の間隔がある取引」であることを定めるが、「相当程度の間隔」が明らかではない。買い注文と売り注文との間に10分の間隔を置いた取引にセーフハーバーを設けること、そして10分以内に行なわれたクロス取引でも必ずしも絶対禁止ではないことを明示することを提唱する。	「相当程度の間隔」については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。

152	VI-2-2-1 業務執行態勢 (投資一任業者)	(2)③イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘにおいて、「(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれの無いもの)」とあるが、その具体的な基準を明示してほしい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、あらかじめ具体的な基準を定めることは困難であると考えられます。
153	VI-2-2-1 及びVI-2-3-1 業務執行態勢 (投資一任業者及び投資信託委託会社等)	投資一任顧客資産と投信財産の一括注文が可能とされた金商業等府令案の内容を反映してほしい。(左記の箇所においてそれぞれ「複数の顧客口座について」、「複数の投資信託又は投資法人に係る運用財産について」となってしまうため、いずれも一括発注が可能な対象範囲を、「(複数の)顧客口座及び(複数の)投資信託又は投資法人に係る運用財産について」とする。)	ご意見を踏まえ修正いたします。
154	VI-2-2-1 及びVI-2-3-1 業務執行態勢 (投資一任業者及び投資信託委託会社等)	本監督指針案において「価格形成に影響を与えるおそれの無いもの」との表現については、市場に発注する以上、価格形成に全く影響を与えるおそれがないということは考えにくく、厳密に解釈すれば適用の範囲が狭くなってしまう可能性がある。一方で、一般的に、同じ銘柄について売りと買いの発注をする場合には、単に信託財産取引を避けるために別のタイミングで(例えば午前と午後)に発注するよりは、同じタイミングで発注するほうが価格形成に対する影響は(あったとしても)小さいといえることからすると、通常であれば価格形成に影響を与えるおそれはないものと考えてよいことを確認したい。文言上も「価格形成に不当な影響を与えるおそれの無いもの」としてほしい。	「同一銘柄について、売りと買いを同じタイミングで発注」することによる売買高の増加が価格形成に与える影響は、必ずしも小さなものではないと考えられます。公正な価格形成を担保する観点から、「流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれの無いもの」という文言について、修正は不要と考えられます。
155	VI-2-2-1 及びVI-2-3-1 業務執行態勢 (投資一任業者及び投資信託委託会社等)	(2)①イについて、「組織的な分離」だけでは不十分であると考えられるため、投資判断を行う部門と注文を発注する部門の分離については留意点を追記すべきではないか。 改正案:「組織的な分離」に加え、人事考課権者が異なることも要件に加えてはどうか。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
156	VI-2-2-1 及びVI-2-3-1 業務執行態勢 (投資一任業者及び投資信託委託会社等)	(2)②について、VI-2-2-1(2)②「複数の顧客口座について」、VI-2-3-1(2)②「複数の投資信託又は投資法人に係る運用財産について」となってしまうため、投資一任顧客資産と投資財産の一括注文が可能とされていた金商業等府令案の内容を反映してほしい。 改正案:金商業等府令案178条における記載「複数の運用財産に係る同一の有価	ご意見を踏まえ修正いたします。

		証券の・・・と表現をあわせてほしい。	
157	VI-2-2-1 及びVI-2-3-1 業務執行態勢 (投資一任業者及び投資信託委託会社等)	<p>(2)③イ「異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれの無いもの、トレーダーに執行についての裁量を与えられていないものに限る。)」については、トレーダーが同一であることが前提とされており、トレーダー自体も別であれば、トレーダーに裁量権があっても構わないことを明確にしてほしい。</p> <p>また、トレーダーは、一般に、執行タイミングや取引相手について、運用者から(寄付注文や指値注文といった)特段の指示がない限りは、流動性や価格動向を判断して最良執行に努めているところ、トレーダーにおいて売買の別、銘柄名、数量といった基本的な注文内容についての裁量権がなければ、本項目にいう「裁量を与えられていない」ものとみなされることを確認したい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないもの」と修正いたします。</p> <p>ただし、執行タイミング等に係る判断をトレーダーが行っている場合、当該トレーダーには裁量権が与えられているものとして取り扱います。同一トレーダーが執行タイミング等に係る判断を行ったファンド間取引については、一般的に恣意性が排除されているとは言えないものと考えられます。</p>
158	VI-2-2-1 及びVI-2-3-1 業務執行態勢 (投資一任業者及び投資信託委託会社等)	<p>(2)③ハの「～発注時刻に相当程度の間隔がある取引」について、相当の程度を「概ね10分程度」のように具体的な数字を示してほしい。「相当の程度」という記載では、各社の判断に委ねられてしまうため、業界では一般的である10分程度の間隔をもって合理的であるとしてほしい。(これ以上の間隔をあけるとマーケットが動くことが考えられるため、先に発注した顧客と後に発注した顧客との間で有利・不利が生じかねず、運用者として顧客の公平性確保が担保できなくなる恐れがあると考える。)</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、具体的にお示しすることは困難であると考えられます。</p>
159	VI-2-2-1 及びVI-2-3-1 業務執行態勢 (投資一任業者及び投資信託委託会社等)	<p>(2)③ヘ「銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。)」については、例えば銘柄数が少なく流動性が非常に高いTOPIX先物については、適正な価額であってかつ最良執行義務に服することを当然の前提として、一般的に信託財産間取引禁止の例外とされるのかを確認したい。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
160	VI-2-2-1 及びVI-2-3-1 業務執行態勢 (投資一任業者及び投資信託委託会社等)	<p>(2)③について、資金流入時・流出時には、可及的速やかな対応が望まれること、また、ポートフォリオの歪みを排除し最良執行を実現すべきであり、運用財産相互間における取引が「必要かつ合理的と認められる場合」として、資金流入・流出に対応するためのバスケット取引も認めてほしい。具体的には、トを追加し、「ト. 資金流入・流出</p>	<p>本監督指針には、運用資産相互間取引の適用除外となる取引を例示的に示しているものであり、記載のない取引類型を一律に禁じているものではありません。適用除外の要件に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

		<p>に対応するためのバスケット取引(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。)、とする。あるいは、金商業等府令案第136条第1項第1号イ(1)ないし(3)に該当すれば、当該取引に該当する取引は、資金流入に対応するための取引であってもよいことを確認したい。</p>	
161	<p>VI-2-2-1、VI-2-3-1及びVI-2-4-1 業務執行態勢 (投資一任業者、投資信託委託会社等及びファンド運用会社)</p>	<p>(1)④について、金商法においては、現行投資顧問業法における「再委任」を「委託」と、再委任されたものを再度委任するものを「再委託」と明確に規定している。従って、投資運用業における指針についても同様に記載してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正いたします。</p>
162	<p>VI-2-2-1、VI-2-3-1及びVI-2-4-1 業務執行態勢 (投資一任業者、投資信託委託会社等及びファンド運用会社)</p>	<p>本監督指針案では、投資運用業についての「監督上の評価項目と諸手続」に関するVIの中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引の執行に関し「投資判断を行う部門と、注文を発注する部門」を分離すること ・「少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離」することが求められている。(関連箇所は以下の通り: VI-2-2-1(2)①イ。投資信託委託会社に関しVI-2-3-1(2)①イ、ファンド運用業に関しVI-2-4-1(2)①イに、同様の記述あり。) <p>一方、金商法施行令案及び金商業等府令案が公表されたが、金商法第29条の2「登録の申請」第2項第2号に、「業務の内容及び方法として内閣府令で定めるもの…」とあり、金商業等府令案第8条に、「一 業務運営に関する基本原則」、「二 業務執行の方法」、「三 業務分掌の方法」があり、上記監督指針案にある観点も判断の材料にされるものと思われる。</p> <p>しかし、投資運用業に係る運用の手法によっては、投資判断を行う部門と注文を発注する部門の分離は必ずしも適切ではなく、平均単価による取引を行う場合であっても、上記2部門の分離を行わず担当者分離しなくとも、顧客間での公平を保持しつつ、最も顧客の利益に資する取引が可能である。</p> <p>投資運用業にとってもっとも重要な投資判断に係る点について過度な外形上の制約を課すことは、係る制約の無い諸外国の投資運用業と比較して不利となり、わが国の投資運用業の健全な発展を阻害するこ</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本監督指針は、金融商品取引業者等の実態を踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、同指針に記載されている監督上の評価項目のすべてを各々の金融商品取引業者等に一律に求めているものではありません。</p>

		<p>ととなる可能性がある。 投資運用業者の登録及び監督に当たり、ご理解と十分な配慮をお願いしたい。</p>	
163	<p>VI-2-2-1、VI-2-3-1及びVI-2-4-1 業務執行態勢 (投資一任業者、投資信託委託会社等及びファンド運用会社)</p>	<p>VI-2-2-1(2)③イ、VI-2-3-1(2)③イ、VI-2-4-1(2)③イについて、 (1)カッコ書き記載の要件については、「当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれの無いもの、またはトレーダーの執行についての裁量を与えられていないものに限る。」という趣旨と解して差し支えないか。 (2)イ～への各号にいう、「当該銘柄に係る流動性等を勘案し、価格形成に影響を与えるおそれの無いもの」について、より具体的な基準を示してほしい。</p>	<p>(1)2つの要件を共に満たしていることが必要です。なお、趣旨をより明確化するため、「ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれが無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないものに限る」と修正いたします。 (2)個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、あらかじめ具体的な基準を定めることは困難であると考えられます。</p>
164	<p>VI-2-2-1及びVI-2-4 業務執行態勢 及びファンド運用業に係る業務の適切性</p>	<p>証券化取引において、①顧客(=ファンド運営者)が新たに発行する有価証券を取得すること、②他の投資家から顧客が発行した有価証券を買い受けることは、金商法第42条の2第5号の禁止規定に抵触するの</p>	<p>金商法第42条の2第5号の規定の趣旨は、運用に関する情報を「利用」した自己取引により利益を図るなどの利益相反を防止することにあると考えられます。したがって、個別事例ごとに運用に関する取引情報を「利用」した取引であるかどうか判断されるべきものではありませんが、ご指摘の行為が一律に禁止されるものでないと考えられます。</p>
165	<p>VI-2-2-1及びVI-2-5-3 業務執行態勢 及び不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目</p>	<p>(2)取引の執行に関する記載は、不動産関連ファンド運用業者には、当てはまらないと思われる。不動産関連ファンド運用業者については、VI-2-5-3で記載されている評価項目がこれに代わるものであるとの理解でよいか。</p>	<p>本監督指針は、金融商品取引業者等の実態を踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、同指針に記載されている監督上の評価項目のすべてを各々の金融商品取引業者等に一律に求めているものではありません。 VI-2-2-1(2)③「運用資産相互間における取引」に記載した検証態勢の整備、金商業等府令第129条第1項第1号の解釈等については、不動産ファンドの運用業者にも同じく当てはまるものと考えられます。</p>
166	<p>VI-2-2-2 勧誘・説明態勢</p>	<p>(2)について、投資運用業の場合、「投資一任業者が投資一任業に係る業務以外の業務を行う場合で、投資一任業に係る業務の報酬と当該業務以外の業務に係る手数料等を同一契約において一体として徴収するときは、…投資一任に係る業務に対する報酬の額と当該業務以外の業務に対する手数料等の額との区分を明確にすること」とされている。投資一任業者が、金商法上の投資一任業務、不動産信託受益権の売買の媒介業務および実物不動産廻りの運営管理業務等を一連の業務として行う場合には、必ずしも区分けをせず、総額表示</p>	<p>投資者保護の観点から、投資一任契約に係る業務の報酬と当該業務以外の業務に係る手数料等の額については、明確に区分すべきであると考えられます。 なお、投資助言契約についても同様であると考えられます。</p>

		も認められる余地を残してほしい。なお、投資助言に係る業務に対する報酬についても同様に、必ずしも区分けをせず、総額表示も認められる余地を残してほしい。	
167	VI-2-2-2 勧誘・説明態勢	(2)について、投資一任業者が、投資一任業に係る業務以外の業務を行う場合には「投資一任に係る業務に対する報酬の額と当該業務以外の業務に対する手数料等の額との区分を明確にすること」とあるが、投資一任業者が特定投資家を顧客として投資一任業務を行う場合で、投資一任契約に基づき運用の一環として有価証券の貸借取引を行う場合、これは当該有価証券の貸借取引は投資一任業務に含まれる行為であり、金商法第35条第1項第1号の附随業務に該当するものではなく、よって手数料の区分は不要であるということを確認したい。なお、上記のような場合、有価証券の貸借取引は有価証券の運用方法の一つとして行われるものであり、これに関する手数料を区分することを求めることは事実上現実的ではない。	有価証券の貸借取引、その媒介、代理は付随業務に該当することから、VI-2-2-2(2)①の投資一任契約に係る業務に対する報酬と当該業務以外の業務に対する手数料等を同一契約において一体として徴収するときは、これらの区分を明確にする必要があると考えられます。
168	VI-2-2-2 勧誘・説明態勢	(3)について、同一運用は、複数顧客に対してひとつのファンドを設定する合同運用と異なり、顧客毎に個別のファンドを設定し運用管理する個別運用の一形態と考えられる。また、同一の資産管理機関であっても顧客ファンドは個別に管理されており、投資者保護の観点からも同一運用を規制対象とする必要性はないものとする。従って、同一運用に関する規制を本監督指針案から削除してほしい。	同一運用を行う場合、投資一任業者は効率的な資産運用を行うため、売買注文を一括注文により発注するものと考えられます。一括注文を行う場合、資産管理機関は同一であることが前提となりますが、売買注文が一部出来となった場合には、各口座にどのように配分するかという問題が生じることとなります。そこで、同一運用を行おうとする場合については、最低限必要な事項として、資産管理機関と配分基準を顧客に事前に説明する必要があるものと考えられます。
169	VI-2-2-3 弊害防止措置・忠実義務	(1)について、投資顧問業法においては、投資一任契約に係る業務と投資助言業務を同一業者が行うことについて弊害防止措置は特段設けられていない。こうした現状に鑑み、金商法においても投資運用業と投資助言業務を行なう場合は、二以上の種別の業務を行なう場合の留意事項の適用はないとの理解でよいか。(仮に必要であるとすれば、具体的にどのような防止措置が取られていれば十分とされるのか明示してほしい。)	投資一任契約にかかる業務と投資助言業務との間についても、適切な弊害防止措置を講じる必要があると考えられます。 また、具体的な弊害防止措置については、業者の規模、業務内容等に応じて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
170	VI-2-2-3 弊害防止措置・忠実義務	(1)①について、投資運用業者が投資助言業や第二種金融商品取引業を登録し、業務を行う場合、利益相反防止対策などの弊害防止措置の体制が整備されていれば、業務の種別毎に部署・担当者まで分けることを求めていると理解すればよい	責見のとおりと考えられます。

		か。	
171	VI-2-2-3 弊害防止措 置・忠実義務	(1)①について、「異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。」とあるが、具体的にどのようなことが利益相反行為として想定されているのか。また、その防止阻止措置として、どのような措置を講じることが想定されるのか。	金商法第44条や金商業等府令第147条に掲げる行為類型を、利益相反行為として想定しています。 また、具体的な弊害防止措置については、業者の規模、業務内容等に応じて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
172	VI-2-2-3 弊害防止措 置・忠実義務	(3)権利者への忠実義務について、「運用財産の運用において事務ミス等の自己の過失により権利者に損害を与え、その損害について権利者に損害賠償を行わない場合」とあるが、事務ミス等はどのようなことが想定されるのかを具体的に明示してほしい。	事務ミスとは、事務処理に関するミスや不正等を広くいいます。事務ミスに該当するかは、事案をみて個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、あらかじめ具体例を明示することは困難と考えられます。
173	VI-2-2-4 代理・媒介業 者の法令違反 に係る防止措 置	登録金融機関に代理・媒介業を委託する場合については、金融商品仲介業を委託する場合と同様に証券会社は監督責任を負わないという理解でよいか。	登録金融機関に代理・媒介業を委託する場合であっても、所属業者(証券会社等)は監督責任を負うものと考えられます。 なお、登録金融機関に金融商品仲介業を委託する場合についても同様です。
174	VI-2-2-4 -2 所属業者による代理・媒介業 者の業務の適切 性等を確保す るための措 置	投資運用業を行う者が、自社の投資一任契約の勧誘を行う場合、勧誘の担当部署に対して、例えば管理部門等が当該措置に示されるような監督等を行うような内部管理体制を整える必要があるか。	法令等遵守などの観点からどのような内部管理体制が適切かは、各社の判断の問題であると考えられます。
175	VI-2-2-4 -2 所属業者による代理・媒介業 者の業務の適切 性等を確保す るための措 置	(2)①ロにある、所属業者が代理・媒介業者における業務の実施状況等に関して行う「定期的又は必要に応じて確認すること等」の方法は、実際に点検を行うことのほか、代理・媒介業者から報告書を受けること、あるいは所属業者が作成した質問書等に対して回答を求めること等も含まれるか。また、所属業者の規模によっては、実際の点検をもれなく行うことが困難な場合もあると想定されるため、報告書や質問書への回答等の書面による確認のみをもって足りると考えてよいか。	所属業者の規模によらず、代理・媒介業者に対する適切な業務監査を行うべきであると考えられますが、必ずしも実地点検の実施等を求めるものではありません。
176	VI-2-2-5 その他留意事 項	(3)について、例えば、金融商品取引業者が行う投資判断については、全ての投資判断(銘柄、売買の別及び数量)について顧客の意向確認をし、問題ない旨の確認を得てから金融商品取引業者が当該投資判断に基づく有価証券の売買等の執行をするような内容の契約(ただし、取引の執行については相当程度幅を持たせた裁量を与えられており、「特定同意」には該当しない	全ての投資判断に顧客の同意を得つつ、相当程度幅を持たせた裁量が執行にのみ付与される契約とは、具体的にどのようなものを想定しているか分かりませんが、実際の契約内容が金商法のどの業に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。

		<p>場合)は、金商業等府令案第130条第13号口に該当し、投資一任契約に該当しないという趣旨か。もしそうであるとすると、上記のような契約は投資判断を顧客に伝える部分が投資助言契約となり、後者の執行部分は取引一任契約として第一種金融商品取引業者及び第二種金融商品取引業者が締結することを禁止される契約に該当してしまうため、上記のような取引は不可能ということになるが、実質的には投資一任契約に極めて近いものであり、実務上のニーズもあると思われるので投資一任契約として認めてほしい。</p>	
177	VI-2-3 投資信託委託業に係る業務の適切性	<p>VI-2-3では、投資信託委託業者等を「金融商品取引業者のうち、金商法第2条第8項第12号イに規定する契約に基づく同号に規定する行為又は同項第14号に規定する行為を業として行うことをいう。」と定義している。</p> <p>しかしながら、投資運用業において金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を行う場合、必ずしも投信法における「投資信託委託会社」に限られるものでなく、金商法第42条の3第1項に基づき投資信託委託会社からの委託を受けて行うようなケースも想定される。</p> <p>VI-2-3-2受益者等に対する勧誘・説明態勢については投信法上の投資信託委託会社に該当しない場合には適用されないと理解してよいか。その場合にはその旨を明記すべきである。</p> <p>また、VI-3-1-1(3)金商業等府令案第9条第1号の書類(業務にかかる人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面)の記載事項として、「⑦投資信託財産の運用を行う場合にあつては、投資信託財産の計算の事務を行う者の当該事務に関する知識及び経験」を記載することが求められている。</p> <p>これについても、上記VI-2-3と同様、投信法上の投資信託委託会社に該当しない場合には記載を要しないと理解してよいか。その場合にはその旨を追記してほしい。</p>	<p>投資信託委託会社が金商法第42条の3第1項に基づき他の者に運用の委託を行う場合、当該投資信託委託会社と他の者は投資一任契約に基づき運用を行うことになると考えられます。したがってこの場合、当該他の者は投資一任業者としての規制が適用されるものと考えられます。</p>
178	VI-2-3-1 業務執行態勢	<p>(2)②について、一括発注による取引「複数の投資信託又は投資法人に係る運用資産」について、金商業等府令案第178条における記載「複数の運用財産に係る同一有価証券の・・・」と表現を合わせてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正いたします。</p>

179	VI-2-4 ファンド運用業に係る業務の適切性	<p>ファンド運用業に関しては、透明性や労働者の権利保障等を確保した監督指導を行うべきである。</p> <p>ファンド運用業の業務の適切性については、VI-2-4において評価項目と諸手続きについて記載されており、ファンド運用業の業務運営に関して監督指針が明確になったことは評価できる。</p> <p>一方で、昨今、ヘッジファンドやプライベートエクイティファンド(以下、ヘッジファンド等)が日本のみならず世界中で猛威を振っている。ヘッジファンド等による企業の買収や分割、合併等が相次いでいるが、短期的利益に偏重し過ぎるがゆえに、経済や企業の健全な発展にも大きな影響を及ぼしている。また、労働者の雇用・労働条件に与える影響も看過できない状況にある。</p> <p>金融システムの安定と国民経済の持続可能性を確保していくためには、これらヘッジファンド等に対し、透明性や適切なコーポレートガバナンス等について一定の規制もしくは監督指導が必要であると考え。また、その際には買収された企業における労働者の権利保障等についても配慮されるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
180	VI-2-4 ファンド運用業に係る業務の適切性	<p>相手方が特別目的会社であり、名目的な取締役が置かれているにすぎない場合や、名目的に中間法人が業務執行社員となっている場合であっても、金商法第2条第8項第11号の投資顧問契約を締結し当該契約に従い業務を行う限り、投資運用業に該当しないことを明確にしてほしい。</p>	<p>ご指摘のケースが投資一任業務(金商法第2条第8項第12号ロ)に当たるか否かは、顧客から投資判断が一任され、投資権限の委任を受けているかどうかにより、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであると考えられます。</p> <p>投資顧問契約の形式をとっていても、顧客である特別目的会社において名目的な役員・業務執行社員が実質的に投資判断を行っていないような場合には、基本的には投資一任業務に該当するものと考えられます。</p>
181	VI-2-4 ファンド運用業に係る業務の適切性	<p>個々の受益権に個性がある不動産信託受益権の取引については「権利者の利益を害することとなる取引」が明確でないため、例えば金商業等府令案第136条第1項第2号イと同様の手続により免責されることを明確にしてほしい。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、不動産信託受益権のように個別性の強い有価証券の取引であっても、取引慣行に従って条件が決定される場合など、合理的な過程により形成された価格その他の条件であれば、必ずしも「権利者の利益を害する」こととはならないものと考えられます。</p> <p>逆に、こうした条件から逸脱した取引であって「権利者の利益を害する」ものについては、例えば、ご指摘のように権利者から同意を得る手続(金商業等府令第129条第1項第2号イ)が想定できないことから、これを適用除外事由とすることは適当でな</p>

			いと考えられます。
182	VI-2-4 ファンド運用業に係る業務の適切性	金商業等府令案第135条(自己取引禁止の例外)、第136条(運用財産相互間取引禁止の例外)に該当する不動産信託受益権の取引を行う場合は、金商法第42条の2第5号が適用されないことを明確にしてほしい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、例外的に認められる自己取引(金商業等府令第128条)は、基本的には、「運用として行う取引に関する情報を利用して」行う取引(金商法第42条の2第5号)に該当しないものと考えられます。また、運用財産相互間取引(金商業等府令第129条)については、基本的には金商法第42条の2第5号が対象とする「自己の計算において」行う取引に該当しないものと考えられます。
183	VI-2-4 ファンド運用業に係る業務の適切性	不動産の流動化案件におけるアセットマネージャーが行う単なる通帳の管理などは「預託」ではないことを明確にしてほしい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、ご指摘の「通帳の管理」は、実質的に「金銭の預託」を受けていることと同視しうるものとして、金商法第42条の5の禁止規定に抵触する可能性があるものと考えられます。
184	VI-2-4 ファンド運用業に係る業務の適切性	個性の強い不動産信託受益権について取引を行う場合、金商法第41条の2第1号や金商法第42条の2第2号が適用され、金商法第44条第1号の適用がないことを明確にしてほしい。	特段の定めがない限り、金商法第44条第1号や金商業等府令第147条各号等の規定において「有価証券」とあるのは、ご指摘の「個性の強い不動産信託受益権」を含め、有価証券とみなされる金商法第2条第2項各号の権利も含まれます。
185	VI-2-4 ファンド運用業に係る業務の適切性	顧客が特別目的会社である場合であって、特別目的会社が発行するすべての有価証券の所有者の承諾を得た場合、または特別目的会社が発行するすべての有価証券の所有者が当該有価証券に係る出資に加えて当該貸付債務を負担するおそれがない場合を金商法施行令案第16条の13(投資運用業に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外)に加えるべき。	金商法第42条の6は、顧客に金銭・有価証券の貸付け又はその媒介等を行う行為は、当該顧客の過剰投資につながるおそれもあることから、当該顧客の承諾の有無等にかかわらず一律に適用される禁止規定であり、ご指摘の適用除外規定を設けることは適当でないと考えられます。 なお、投資一任契約の相手方が特定投資家である場合には、当該禁止規定は適用除外されています(金商法第45条第4号)。
186	VI-2-4-2 勧誘・説明態勢	(1)③について、「シミュレーション」⇒「シミュレーション」の誤記。	ご意見を踏まえ修正いたします。
187	VI-2-5 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項	VI-2-5等に記載のある「不動産関連ファンド運用業者」と金商業等府令案第7条第6号等にて記載のある「不動産関連特定投資運用業」を行う者との違いは、前者には後者が対象とするものに加え、投資法人の資産運用会社が含まれるとの理解でよい。	不動産関連ファンド運用業者とは、不動産関連特定投資運用業とは異なり、REIT等も含め不動産由来の特定資産での運用を行う投資運用業者を意味しております。
188	VI-2-5-3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目	(1)③について、不動産ファンド運用等を行う金融商品取引業者等が、実際にER及び鑑定評価書を受領する際に必要な検証を行うこととなっているが、これは、当該ER及び鑑定評価書が例えば、それぞれ次に	貴見のとおりと考えられます。

		掲げる業界団体の指針・ガイドライン等に則って作成されているかどうかを検証することであると理解してよいか。①ER:社団法人建築・設備維持保全推進協会及び社団法人日本ビルディング協会連合会が作成したエンジニアングレポート作成に係るガイドライン、②鑑定評価書:日本不動産鑑定協会が作成した証券化対象不動産の価格に関する鑑定評価の実務指針。	
189	VI-2-5-3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目	(2)①について、「ウェアハウジング機能利用時の利害関係人等との折衝及び『役割分担等の状況』」における「役割分担」の内容として求めている事項について教えて欲しい。	オリジネーター、ウェアハウジング機能の提供者、投資法人等の各主体の担い手の明確化と、それぞれが担う機能及びそれに伴う対価を明確化していただきたいと考えております。
190	VI-2-5-3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目	(3)について、「各ファンド毎に独立した意思決定が行えるための態勢」の内容についてご教示いただきたい。同一部署内の者であっても、各ファンド毎に担当者が異なっていればよいか。	担当者が異なっていることと意思決定の独立性は必ずしも同義ではないと考えられます。この記述は、ある一定の態勢を一律に求めているものではなく、各社の態様に応じ、機能的に意思決定の独立性が確保され、全体として弊害防止のための措置が適切に行われることを求めているものです。
191	VI-2-5-3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目	(3)について、「各ファンド毎に独立した意思決定が行えるための態勢」の内容について、例えば、複数のファンドの資産運用を受託している運用会社において、資産運用部の部長が複数ファンドの資産運用に係る決裁権限を持っている場合であっても、同部の運用担当者レベルで、意思決定の独立性が確保されているのであれば、「各ファンド毎に独立した意思決定が行えるための態勢」が確保されているとの理解でよいか。	本項目は、ある一定の態勢を一律に求めているものではなく、各社の態様に応じ、機能的に意思決定の独立性が確保され、全体として弊害防止のための措置が適切に行われることを求めているものです。
192	VI-2-5-3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目	(3)について、現状、不動産会社等は同一部署にて、同一クライテリアを投資対象とする、複数の私募ファンドや投資家へ不動産信託受益権物件を紹介し、かつ当該物件に投資を行なった私募ファンドを顧客としてAM業務を行なっている。不動産会社が入手した物件情報は全ての顧客に同時に提供するものではなく、各顧客が投資対象に求める要素を加味して不動産会社の判断に基づき適切と思われる物件情報を、適切と思われる顧客に提供している。現状では、信託受益権はみなし有価証券ではなく、当該行為に対する規制法が無かったため、当該行為を行うにあたっては、宅建業法に準じた媒介・仲介業務を基本としてきたところであり、また、当該業務を通じて当該信託受益権の原資産である収益不動産	①～③については貴見のとおりと考えられます。 ④バルクセール案件については一括で組入れるファンドを新たに組成することがある旨、取得活動期間中のファンドの受益者の同意をとっておく必要性があると考えられます。

の価値評価の説明を行なっているところである。金商法の施行に伴い、当該行為が投資運用業に該当した場合、本監督指針案に規定されている「運用する各ファンドで取得が競合することのないような措置」に照らして同一部署にて同一クライテリアを投資対象とする複数ファンドを顧客とすることが金商法制度上困難となることを懸念している。

この点を踏まえ、次の事項について確認したい。

- ①同一クライテリアを対象とした場合であっても顧客の求める物件の紹介の時期（以下、ソーシング期間という。）が異なる場合は「競合」状態にはないと理解してよいか。
- ②クライテリア及びソーシング期間が重なる場合において、各ファンド間で不公平な取扱いにならないよう物件取得の検討順位等について合理的なルールが定められている場合には、形式的には「競合」状態に該当しても、実質的には「運用する各ファンドで取得が競合することのないような措置」がとられているものと理解してよいか。この場合、各ファンド毎に独立した意思決定が行えるための態勢とは、各ファンド毎に別々の運用部署・部屋を設置することまでを求めるものではないことを確認したい。
- ③オリジネーターにより売買条件（オリジネーターのファンドへの一部出資やオリジネーターの指定する投資家の受入、物件ブランド維持のための他物件との一体運用の拒否、オリジネーターに対する物件売却時の優先交渉権、等）が設定されることも多い。こうしたオリジネーターにより設定された売買条件によって、当該物件情報入手時点において現に運用中かつ取得活動期間中の各ファンドへの組入れが不可能な場合において、新たにファンドを設定するようなケースは「運用する各ファンドで取得が競合」しないことに該当すると理解してよいか。
- ④バルクセール案件の場合には、複数のクライテリアにまたがる多数の不動産の一括売却が行われるという特性に鑑みると、当該物件情報入手時点において現に運用中かつ取得活動期間中の各ファンドへの組入れが不可能であるので、新たにファンドを設定することは「運用する各ファンドで取得が競合」しないことに該当すると理解してよいか。

193	VI-2-5-3 不動産関連フ ァンド運用業者 の業務に係る 評価項目	<p>(4)①について、投信法第193条第1項第3号に規定する「不動産の取得」には、投資法人が自ら宅地の造成又は建物の建築を行うことは含まない一方、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることを含む(ただし、投資法人にふさわしくない場合を除く)。</p> <p>ここで、投資法人において建築工事を発注することが直ちに導管性の要件に抵触するものではないとの前提で記載されていると理解してよいか。</p>	<p>本監督指針は税務上の導管性の判断に言及したものではありません。</p>
194	VI-2-5-3 不動産関連フ ァンド運用業者 の業務に係る 評価項目	<p>(4)①ロについて、「投資法人が更地を購入し、新たな建物を建築するときは、不動産の開発にかかる各種リスクを、投資者に負わせることとなる場合」とあるが、投資家は一定のリスクを必ず負うこととなるため、投資家に過大な影響を与える場合に限定した表現としてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正いたします。</p>
195	VI-2-5-3 不動産関連フ ァンド運用業者 の業務に係る 評価項目	<p>(4)①ロについて、「不動産の開発に係る各種リスクを投資者に負わせることとなる場合、また、直ちにキャッシュフロー……過大な影響を与える場合」とあるが、新築建物の建築も大規模修繕・改修工事等も、直ちにキャッシュフローを生まない点は同じであり、当該建築工事等の完成に係るリスクを投資法人が負担する可能性がある点も同様であること、また、当該新築建物の建築に係るリスクがポートフォリオ全体に与える影響が過大でない場合には投資主に与える影響は少ないことから、新築建物の建築の場合についても、大規模修繕・改修工事等の場合と同様に、当該新築建物の建築に係るリスクがポートフォリオ全体に与える影響が過大でない場合については、「投資法人にふさわしくない場合」から除外してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正いたします。</p>
196	VI-2-5-3 不動産関連フ ァンド運用業者 の業務に係る 評価項目	<p>(4)①ロについて、「投資法人が更地を購入し、新たな建物を建築するときは、不動産の開発にかかる各種リスク(省略)を投資者に負わせることとなる場合」は、一律に「投資法人にふさわしくない」取得であると、読めてしまう。この点、投資法人の運用の自由度の発揮と、投資家保護とのバランス確保の観点から、表現を改めてほしい。</p> <p>問題点:主に稼働資産から得られる賃貸収入を投資家への配当の裏づけとする投資法人においては、賃貸事業にない固有のリスクが内在する開発案件には、当然に慎重な対応が必要となる。とはいえ、投資法人の成長のため、投資手法の充実を図ることも資産運用会社の責務である。更地</p>	<p>ご意見を踏まえ修正いたします。</p>

		<p>購入による建築等の開発による取得についても、十分な運用能力と経験があり(経験者の確保など体制の裏づけを確保することも含む)、適切なリスク管理がなされ(リスク評価及びリスクマネジメント管理手法を確立することを含む)、さらに投資家に対しても適切にリスク管理がなされ(リスク情報の開示が図られている限り、有力な投資手法として、投資家利益に適うものであると考える。案文では、「投資法人が更地を購入し、新たな建物を建築するとき」に、「不動産の開発にかかる各種リスク」を、「投資者に負わせることとなる場合」は、当該リスクの、発生の可能性や大小に関わらず、一律に「ふさわしくない」取得である、と読めてしまう。万一顕在化しても配当への影響が僅少である程にリスクが極小化されている場合や、リスクを資産価値の評価に十分織り込んだうえ配当影響を十分に考慮している場合等までも、不適切であるかのように表現されていることは行き過ぎであるので、投資法人の運用の自由度の発揮と、投資家保護とのバランス確保の観点から、表現を改めてほしい。改正案:ロ. 投資法人が更地を購入し、新たな建物を建築するときは、不動産の開発にかかる各種リスク(開発リスク、許認可リスク、完工リスク、テナントリスク、価格変動リスク、開発中の金利変動リスク及び大規模な自然災害発生リスク等)を投資者に過度に負わせポートフォリオ全体に過大な影響を与える場合。</p>	
197	VI-2-5-3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目	(4)について、①及び③で記載のある「ポートフォリオ全体に過大な影響を与える」という文言の具体的な基準を教えてください。	ご指摘の点については画一的に基準を定めるべきものではなく、ファンドの規模や運用方針、投資者の資質等の観点から個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべき事項であると考えられます。

198	<p>VI-2-5-3 不動産関連フ ァンド運用業者 の業務に係る 評価項目</p>	<p>(4)②について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外部委託管理態勢」は、不動産関連フ ァンド運用業者自身が、その業務を外部に委 託した場合の監督体制という理解でよい か。 ・「不動産関連ファンド運用業者は、… 様々な業者に業務の一部を外部委託して いる。」とあるが、実務一般では、運用業者 に資産運用を委託した委託者(「不動産保 有会社」)が不動産信託受益権を保有して いる場合、通常、当該信託受益権に係る信 託契約に基づく信託銀行が、不動産の所 有者として、プロパティ・マネジメント業者や ビル・マネジメント業者の間でプロパティ・マ ネジメント契約又はビル・マネジメント契約 を締結しており、当該不動産関連ファンド運 用業者とプロパティ・マネジメント業者やビ ル・マネジメント業者との間に直接の契約 関係はない。従って、不動産関連ファンド運 用業者には、プロパティ・マネジメント業者 やビル・マネジメント業者に対し、報告を徴 求し、又は、モニタリングを認めさせる権限 はない。また、上記のとおり、信託銀行との 間で信託契約を締結するのは、不動産保 有会社であり、通常、不動産関連ファンド運 用業者自身と信託銀行との間には契約関 係はない。かかる状況の下、本監督指針案 で規定される「外部委託管理態勢」として、 不動産関連ファンド運用業者自身が、信託 銀行、プロパティ・マネジメント業者及びビ ル・マネジメント業者との間で直接契約を締 結し、当該信託銀行等に報告義務を課し、 または、モニタリング権限を認めさせること まで要求することは現実的ではないので、 不動産保有会社が不動産信託受益権を保 有する場合の「外部委託管理態勢」とは、 不動産保有会社の保有する信託受益権に 係る指図権に基づき信託銀行に指図を行 い、当該信託銀行を通じて、プロパティ・マ ネジメント業者やビル・マネジメント業者に 一定の報告を求め、また、管理状況を徴収 することを想定していることを明確にしてほ しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託管理体制については貴見のとおり と考えられます。 ・また、後段でご指摘のようなケースでは、 運用業者の外部委託管理は実務上、信託 銀行を通じて行われることとなることを承知 しております。その旨を明確化するための 修正をいたします。
-----	------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

199	VI-2-5-3 不動産関連フ ァンド運用業者 の業務に係る 評価項目	(4)③について、「ポートフォリオ全体に 過大な影響を与える」との文言の記載があ る。一つの不動産開発物件を一つのSPC が保有している私募ファンドにまで同規定 が及ぶのであれば、開発型ファンドの組成 に支障をきたすこととなる。私募ファンドに おいては、開発型専門の二層構造ファンド を組成するケースがある。その場合におい て、親ファンドが金商法第63条の適格機関 投資家等特例業務に該当する場合には、 当該ファンドの投資家は、不動産の開発に 係る各種リスクも十分に把握しているプロ 投資家であることより、当該親ファンドを顧 客とする投資一任業者に対して、当該規定 の適用の対象外としてほしい。	ご意見を踏まえ修正いたします。
-----	-------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

VI-3 諸手続(投資運用業)

200	全般	<p>各意見の段階で特段の説明が無い限りは、次に記載した事項を前提としている。</p> <p>不動産証券化事業の概要について、</p> <p>①オリジネーターや投資家から倒産隔離された特別目的会社(以下、SPCという。)が投資ビークルとして利用される。SPCには合同会社(以下、GKという。)が利用され、投資家との出資契約は商法の匿名組合(以下、TKという。)で行われる(以下、当該スキームをGK-TKという。)。なお、SPCの取締役又は職務執行者にはAM(実物不動産運用の専門家であるアセットマネージャー。以下、AMという。)や匿名組合出資者とは第三者の公認会計士等が就任しており、匿名組合出資者は当該事実を了解しているものとする。</p> <p>②当該SPCは実物不動産を原資産とする不動産信託受益権を投資対象とし、投資家から出資を受ける。</p> <p>③当該SPCは、AMに当該SPCが保有する不動産信託受益権の原資産である不動産の運営管理業務を委託し、当該AMは信託業法上の指図権者としての役割を担っている。</p> <p>④GK-TKスキームには一層構造ファンドと、複層的にSPCを用いて複数の不動産信託受益権に投資を行う二層構造のファンドとが存在する。二層構造ファンドの概要は、投資家からの投資資金の調達を行なう親SPCと、不動産信託受益権を保有する子SPCを組み合わせたものである。二層構造ファンドにおいて、投資家は、親SPCを営業者とする匿名組合契約を締結し、当</p>	定義府令案第16条第1項第11号に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべき事項ですが、金商法の適用のない範囲には本監督指針も適用されません。
-----	----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

		<p>該親SPCは子SPCを営業者とする匿名組合契約を締結し、集めた資金を子SPCを通じて不動産信託受益権に投資する。</p> <p>⑤当該二層構造ファンドの親SPCと一層構造のファンドのSPCとは、金商法第63条特例業務届出者とする。</p> <p>二層構造ファンドにおける監督指針の適用関係について、定義府令案第16条第1項第5号によれば、子SPCの運用行為については金商法の適用がないものと解される。本監督指針案において、当該子SPCに関して特に留意すべき事項はないものと解してよいか確認したい。</p>	
201	全般	<p>金融庁告示において不動産関連特定運用業を行う場合の要件として、「不動産関連特定投資運用業を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であると認められること」と規定されているが、例えば、実物不動産への投資運用経験を記載することで足りると考えてよいか確認したい。なお、実物不動産への投資運用経験を記載することで足りない場合は、実物不動産への投資運用経験を要件の一つとされるようお願いしたい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべき事項であると考えられます。ただ、一般的に、投資対象への投資運用経験は「知識・経験」の一要素として考えられ、また、不動産由来の信託受益権等の特定資産に投資する場合には、原初投資対象資産である現物不動産への投資経験も含まれるものと考えられます。</p>
202	VI-3-1 登録	<p>金商法第2条第8項第15号の「運用」には「指図」が含まれるが(同第12号参照)、第11号に定める投資顧問契約に基づく「助言」とどまる限りは、第15号の「運用」には該当しないことを確認したい。</p> <p>また、投資顧問契約に基づき助言を行う者が、実質的にも見ても、同項第12号口でいう「当該投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任」されている場合でなければ、第15号の「運用」には該当しないことを確認したい。</p>	<p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法上の「運用」には「運用の指図を含む」とされているものの(同法第2条第8項第12号)、その範囲には「助言」は含まれないものと考えられます。なお、この場合の「運用の指図」とは、基本的に、「信託財産の運用の指図」を念頭に置いたものと考えられます。</p> <p>なお、投資顧問契約に基づき助言を行う者の行為が投資一任契約に係る業務に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
203	VI-3-1 登録	<p>「『主として』有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、」(金商法第2条第8項第15号)とは、具体的にはどの程度の割合を意味するか。</p>	<p>ご指摘の金商法第2条第8項第15号の規定中の「主として」とは、基本的に、運用財産の「50%超」を意味するものと考えられます。</p>
204	VI-3-1 登録	<p>「自己運用」とは「『権利を有する者から出資又は拠出を受けた』金銭その他の財産の『運用』を行うこと」(金商法第2条第8項第15号)とされており、「現に権利を有する者から金銭その他の財産が出資又は拠出されていない場合」又は「運用がなされていない場合」は該当しないと考えるよいか。例えば、信託の受益権など有価証券を保有する者が、この有価証券について信託を</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、例えば、委託者等のみの指図により信託財産の管理・処分が行われる信託の受託者が行う業務(管理型信託業(信託業法第2条第3項))については、金商法第2条第8項第15号等に定める「運用」に該当しないものと考えられます。</p> <p>また、信託業法上の信託会社、外国信</p>

		<p>設定(自己信託による場合を含む。)し、その信託の受益権を第三者に売却した場合、信託の受託者は信託行為の定めるところに従って、①信託財産に属する有価証券について配当を受領し又は償還を受け、これを投資家(すなわち受益者)に分配する行為、②信託財産に属する有価証券を処分し、その処分代金を投資家に分配する行為を行うことになるが、投資家は受託者に対して金銭その他の財産を拠出しておらず、かつ、信託財産の管理・処分がなされているだけで新たな「運用」がなされているわけではないから、信託の受託者の行為は「金融商品取引業」に当たらないと考えてよいか。</p>	<p>託会社又は自己信託を行う旨の登録(同法第50条の2第1項)を受けている者等が、その所有する信託財産について「投資運用」を行う業務は、信託業法上の規制が及ぶことから、金商法の対象からは除外されています(同法第65条の5第5項)。兼営法上の信託兼営金融機関が受託者である場合も同様です(金商法第33条の8第1項)。</p>
205	VI-3-1 登録	<p>(5)について、投資助言・代理業に該当しない行為として、いくつかの行為態様が記載されているが、これと同様に、投資運用業に該当しない行為についての解釈指針を示してほしい。または、投資運用業に該当する場合と投資助言・代理業に該当する場合の区別に関する解釈の指針を示してほしい。</p>	<p>投資運用業に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべき事項であると考えます。</p> <p>なお、委任された権限に基づき、他人の資産運用を行う投資運用業者と、単に助言行為のみを行い、投資者が最終的な投資判断を行う投資助言業者とは明確に区別されるものと考えられます。</p>
206	VI-3-1-1 登録(投資運用業)	<p>資産流動化法上の特定目的会社が、有価証券を売買する行為は、「金融商品取引業」に該当しないと理解してよいか。かかる特定目的会社の行為が金融商品取引業に該当するとした場合、特定目的会社は株式会社ではないので第一種金融商品取引業及び投資運用業の登録拒否要件(金商法第29条の4第1項第5号イ)に該当してしまい、第一種金融商品取引業及び投資運用業の登録を受けることができないため、結果的に1項有価証券の売買等が行えなくなってしまうため、特定目的会社が、有価証券を売買する行為は、「金融商品取引業」に該当しない旨を確認したい。</p>	<p>資産流動化法上の特定目的会社が有価証券を売買する行為について、ご指摘のように一律に「金融商品取引業」に該当しないとすることはできないと考えられます。</p> <p>一方、特定目的会社が自己のポートフォリオを改善するために行う「有価証券の売買」等は、基本的に「業として」(金商法第2条第8項柱書)行うものに該当せず、「金融商品取引業」に該当しないものと考えられます。</p> <p>具体的な取引が「自己のポートフォリオを改善するために行う」ものに該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
207	VI-3-1-1 登録(投資運用業)	<p>(1)①へについて、f. 運用管理、顧客管理、i. 顧客情報管理、k. 運用財産の運用に係る業務運営、の3つの違いがよく分からないので、どのようなことを想定しているか、教えてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ次の通り修正いたします。</p> <p>「f.管理部門による運用状況管理、顧客管理」 「i.顧客情報管理」 「k.運用部門による資産運用業務の執行」</p>

208	VI-3-1-1 登録(投資運用業)	(1)について、体制審査の項目として、資産運用部門とは独立してコンプライアンス部門(担当者)が設置されることが要求されているが、コンプライアンス部門の担当者は非常勤のみで構成されていてもよいか。また、他の会社のコンプライアンス部門と兼務して担当することができるか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、コンプライアンス担当者が非常勤のみという態勢は、日常の業務運営体制のチェックが不十分となるおそれがあることから、その適切性に疑義があるのではと考えられます。また、コンプライアンス部門の担当者の一部が他の会社のコンプライアンス部門を兼務して担当することについては、一律に制限されるべきものではないと考えられます。
209	VI-3-1-1 登録(投資運用業)	(1)及び(3)で使用されている「内部監査」と「内部検査」の両者がそれぞれ異なる意味である場合、その相違点について教えてほしい。	「内部監査」とは、被監査部門等から独立した内部監査部門(検査部、業務監査部等)が、被監査部門等における内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)等の適切性、有効性を検証するプロセスのことをいいます。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等の実施する自店検査等を含みません。 「内部検査」とは、検査部門による本部検査、各業務部門又は営業店等による自店検査のことをいいます。
210	VI-3-1-1 登録(投資運用業)	(1)及び(3)について、体制審査の項目として、権利者のために資産運用を行う者として、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者が確保されていること(VI-3-1-1(1)①ハ)と、コンプライアンス部門担当者として十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること(VI-3-1-1(1)①二)が記載され、金商業等府令第9条第1号の書類の記載事項として、資産の運用を行う者について、各人ごとに運用を行う資産に係る知識及び経験が記載されていること(VI-3-1-1(3)③)とコンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験が記載されていること(VI-3-1-1(3)④)を要求しているが、これらの「知識及び経験を有する」と認められる判断基準を示されたい。また、これらは自己申告でよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべき事項であると考えます。
211	VI-3-1-1 登録(投資運用業)	(2)に列挙されている業務方法書の記載事項のうち⑦利害関係人に関する事項は、金商業等府令第8条(業務の内容及び方法を記載した書類に係る記載事項の規定)の記載事項にないものであるため、削除してほしい。	ご意見を踏まえ、「⑦ 利害関係人に関する事項」は削除いたします。

212	VI-3-1-1 登録(投資運用業)	<p>(5)について、海外ファンドの設定・運用者による金融商品取引業者(投資運用業を行う者として)の登録義務(金商法第29条)であるが、投資運用業の定義(同法第2条第8条第12号、第14号及び第15号)を見ると、投信法の適用がある外国投信については、その運用会社は仮に日本に投資家が存在する場合でも投資運用業を行うものとして金融商品取引業者としての登録は不要であるが、海外リミテッド・パートナーシップ等の契約型であるが投信法の適用のない外国ファンドについては、日本に投資家が存在する場合にはそのジェネラル・パートナー等の設定・運用者が金商法上の登録が必要であるようにも読める。この結果は、経済的には類似するファンド間での規制のアンバランスを招来すると共に、海外のファンドに対する過剰な規制となることが危惧される。この点をご検討いただき、海外ファンド運用者には金商法上の登録が不要である旨を明記してほしい。</p>	<p>金商法は、基本的には我が国居住者である投資者を保護するものであることを踏まえれば、国内投資家(居住者)が出資をする海外ファンドの運営者には、金融商品取引業者等としての登録又は特例業務届出者としての届出が必要であると考えられます。少なくとも、当該ファンド持分の取得勧誘を行う者について、金商法の登録又は届出義務を完全に適用除外とすることは、我が国の投資者保護や市場の公正性・透明性確保の観点から、適当でないと考えられます。</p> <p>一方、海外のいわゆる投資ファンドに対して我が国の居住者が1人でも出資をすれば、当該ファンドの運営者に金融商品取引業(投資運用業)の登録又は特例業務届出者としての届出が必要であることとすると、ご指摘のように、むしろ我が国投資家によるグローバル投資の流れを阻害しかねないおそれも考えられます。</p> <p>こうした点を考慮し、また、ご意見も踏まえ、本邦の居住者の出資者が10人未満の適格機関投資家に限られること等の要件を満たす外国集団投資スキームの「自己運用」(金商法第2条第8項第15号)について、「金融商品取引業」の定義から除外するよう、規定を修正いたします(金商法施行令第1条の8の3第1項第4号、定義府令第16条第1項第13号)。この場合には、当該ファンドの運営者は、当該「自己運用」を行うことにつき適格機関投資家等特例業務の届出(金商法第63条参照)についても要しないこととなります。</p>
213	VI-3-2-1 承認	<p>承認業務を行う部署は投資運用業務を行う部署と組織を分ける必要があるかについて確認したい。投資運用業務と密接に関連する業務であり、投資運用業務と利益相反の虞が小さい承認業務については、必ずしも別部署とする必要はないと考える。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
214	VI-3-2-1 承認	<p>③について、「投資者保護に必要な利益相反防止の方策等」とは、具体的には、どのようなものを想定しているかについて、教えてほしい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、顧客情報の管理態勢の整備、グループ関連会社等の利害関係人との取引の適切な検証態勢の整備等が挙げられると考えられます。</p>

215	VI-3-2-3 運用報告書	<p>本監督指針案に、「投資一任契約に係る業務と有価証券関連業務を一体として契約した場合において、投資一任契約に係る報酬とは別に、売買委託手数料や口座管理手数料等の費用を徴収した場合には、これらの内訳を記載するものであること。」とあるが、具体的な表記として、以下の内訳で記載するのは妥当か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いわゆるファンドラップ」の場合は「ファンドラップ管理手数料」+「投資顧問料」 ・株式等による投資一任運用を行う「いわゆるSMA」の場合は、「株式委託売買手数料相当額」+「投資顧問料」 	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべき事項であると考えます。</p>
Ⅶ-2 業務の適切性(投資助言・代理業)			
216	Ⅶ-2 業務の適切性 (投資助言・代理業)	<p>個々の受益権に個性がある不動産信託受益権の取引については「通常取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が権利者の利益を害することとなる条件」が明確でないため、例えば金商業等府令第136条第1項第2号イと同様の手続により免責されることを明確にしてほしい。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、不動産信託受益権のように個別性の強い有価証券の取引であっても、取引慣行に従って条件が決定される場合など、合理的な過程により形成された価格その他の条件であれば、必ずしも「権利者の利益を害する」こととはならないものと考えられます。</p> <p>逆に、こうした条件から逸脱した取引であって「権利者の利益を害する」ものについては、例えば、ご指摘のように権利者から同意を得る手続(金商業等府令第129条第1項第2号イ)が想定できないことから、これを適用除外事由とすることは適当でないと考えられます。</p>
217	Ⅶ-2 業務の適切性 (投資助言・代理業)	<p>個性の強い不動産信託受益権について取引を行う場合、金商法第41条の3及び同条ただし書が適用され、金商法41条の2第1項第4号の適用がないことを明確にしてほしい。</p>	<p>特段の定めがない限り、金商法第41条の2第4号の規定において「有価証券」とあるのは、ご指摘の「個性の強い不動産信託受益権」を含め、有価証券とみなされる金商法第2条第2項各号の権利も含まれます。</p>
218	Ⅶ-2 業務の適切性 (投資助言・代理業)	<p>「有価証券の売買」(金商法第2条第8項第1号)には、発行に際し有価証券を取得する行為(プライマリー)を含まないことを明確にしてほしい。具体的には、顧客に対して匿名組合出資を行う行為を含まないことを明確にしてほしい。</p>	<p>金商法第41条の3の対象となる「有価証券の売買」(同法第2条第8項第1号)には、ご指摘の匿名組合出資を行う行為など、有価証券の発行に際し当該有価証券を取得する行為は含まれないものと考えられます。</p>
219	Ⅶ-2 業務の適切性 (投資助言・代理業)	<p>不動産の流動化案件におけるアセットマネジャーが行う単なる通帳の管理などは「預託」ではないことを明確にしてほしい。</p>	<p>個別事例ごとに事態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、ご指摘の「通帳の管理」は、実質的に「金銭の信託」を受けていることと同視しうるものとして、金商法第41条の4の禁止規定に抵触する可能性があるものと考えられます。</p>

220	VII-2-1-4 弊害防止措置	投資助言業者が第二種金融商品取引業を登録し、業務を行う場合、利益相反防止対策などの弊害防止措置の体制が整備されていれば、業務の種別毎に部署分けや各々業種毎の担当者を設けることまで求めるものではないと理解すればよいか。	必ずしも部署分けや専任担当者の配置等を行うことを求めているわけではなく、例えば情報管理や配分ルール等の利益相反・弊害防止体制を整備するなど、全体として利益相反・弊害防止が適切に図られる態勢が整備されていることを求めています。
Ⅶ-3 諸手続(投資助言・代理業)			
221	全般	現行投資顧問業法においては、標識について事務ガイドライン上店外に掲示するものと規定されているが、指針には標識の掲示場所についての記述がない。金商法制下において、標識は公衆の見やすい場所であれば店内に掲示してもよいかについて確認したい。	貴見のとおりと考えられます。
222	VII-3-1 登録	(2)①「会員登録等を行わないと投資情報等を購入・利用できない」とあるが、金商法第2条第8項第11号に該当する行為の要件として、「相手方に対して報酬を支払うことを約する」ことが挙げられているが、会員登録しないと投資情報が得られないが、無料で会員登録できる場合(会員登録の際に個人情報を入力させる場合も含む。)については「会員登録等を行わないと投資情報等を購入・利用できない」には該当せず、登録が不要という理解でよいか。	会員登録等が無料であっても、投資情報を取得するにあたり報酬の支払いが必要となる場合については、登録が必要であると考えられます。
223	VII-3-1 登録	(2)について、投資助言・代理業に該当しない行為の②投資一任契約等の締結の媒介に至らない行為の「イ. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付」では投資助言・代理業の登録を得る必要はないとされている。一方、証券業協会の「口座開設に係る書類の配布・受取り等の第三者への事務委託に関するQ&A」の「Q4:証券会社から委託を受けた第三者が、第三者の窓口や街頭において、口座開設に係る書類等や個別の取扱商品パンフレットを単に配布することはできますか。」では、当該第三者の使用人、アルバイト等に単に配布させる場合であって、投資勧誘を目的とした個別商品の内容に関する説明などを伴わない場合には、当該使用人等が外務員登録を行う必要はないが、第三者は証券仲介業の登録をする必要がある旨が記載されている。投資一任契約等の締結の媒介と証券仲介業と平仄が合わないと思うので、検討してほしい。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。

Ⅷ 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)			
224	Ⅷ 監督上の評価 項目と諸手続 (登録金融機 関)	<p>登録金融機関には以下のような問題がある。</p> <p>①変額年金保険や投資信託を作る会社と登録金融機関が別法人であり、契約のどこまでを登録金融機関が関与するかが、わからない顧客が多い。</p> <p>②預金等にきた顧客を、有価証券等の窓口へ誘導する行為が恒常化している。</p> <p>③情報(預金、融資、有価証券)のファイアーウォールがあいまいで、例えば、定期預金の満期がくると、投資信託等の電話勧誘が行われている。</p> <p>後者二つに関して、販売員の中には法に抵触するのではないかと懸念しているものも多いので、本監督指針案で事業者にわかりやすくこれらの疑問についての考え方を明示することが必要であるように思われる。</p>	<p>①本件については、登録金融機関は、金商法第37条の3などの規定に基づき、顧客に対して説明すべき事項であるものと考えられます。顧客への説明態勢については、本監督指針Ⅲ-2-3-4(1)に記載しています。</p> <p>②、③については、個別事例ごとに、法令違反等の判断がなされるべきものであると考えられます。</p> <p>左記のご意見につきましては、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
Ⅷ-1 業務の適切性(登録金融機関)			
225	Ⅷ-1 業務の適切性	Ⅷ-1で準用するⅢ-2-3-4(2)について、金商法第46条の4又は法第47条の3に定める「説明書類」は、登録金融機関において作成していないことから、Ⅷ-1の準用対象から除くことを明記してほしい。	ご意見を踏まえ修正いたします。
226	Ⅷ-1-1 個別業務の適切性	金融商品取引及び金融商品仲介業務を行うに際し、顧客の預金口座で日中に一時的でも当座貸越が発生した場合には、自動的に信用供与に該当することになるのか。	<p>・顧客からの特段の申出や事前の同意の有無にかかわらず、信用供与を条件とした有価証券売買等の受託等は、顧客に過当取引を生じさせるおそれもあることから、原則として禁止されています(金商法第44条の2第1項第1号・第2項第1号)。</p> <p>ご指摘の点は、引き続き、利用者保護の徹底と利用者利便向上の観点と比較衡量したうえで、また、現在の総合口座貸越の利用実態も踏まえ、貸越金額に上限を設定することをはじめとする一定の条件の下で、有価証券取引における「総合口座貸越」を認めるかどうかにつき、引き続き検討を行う必要があるものと考えられます。</p> <p>なお、本件については、「規制改革会議」の「規制改革推進のための3ヵ年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において、「平成19年度検討開始」とされています。</p> <p>・システムの手当てが必要かどうかは各金融機関において判断される事項であると考えられます。</p>
227	Ⅷ-1-1 個別業務の適切性	<p>・(4)について、投資信託の窓口販売などの金融商品取引を成立させるため、その代金を当座貸越口座の貸越により決済することについて、顧客から特に申出があり、事前に同意を得ていたとしても、自動的に信用供与を行ったことに該当するのか。</p> <p>・金融商品取引に係る決済については、当座貸越で行われないようシステムの手当てがなされていることが求められるということか。</p>	<p>ご指摘の点は、引き続き、利用者保護の徹底と利用者利便向上の観点と比較衡量したうえで、また、現在の総合口座貸越の利用実態も踏まえ、貸越金額に上限を設定することをはじめとする一定の条件の下で、有価証券取引における「総合口座貸越」を認めるかどうかにつき、引き続き検討を行う必要があるものと考えられます。</p> <p>なお、本件については、「規制改革会議」の「規制改革推進のための3ヵ年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において、「平成19年度検討開始」とされています。</p> <p>・システムの手当てが必要かどうかは各金融機関において判断される事項であると考えられます。</p>

228	Ⅶ-1-1 個別業務の適切性	<p>・(9)において、私募の取扱い業務の所管部局とあるが、ここでいう「私募の取扱い業務」とは、金商法第33条第2項第4号イに規定する「私募の取扱い」であり、同項第1号から第3号に規定する有価証券に係る私募の取扱いを含むものではないとの理解でよいか。</p> <p>・また、「いわゆる機微情報の流出入の遮断、そのための組織面での手当等に十全を期する」とあるが、ここで言ういわゆる「機微情報」とは、金商業等府令案第1条第4項第12号に規定する「非公開情報」や同項第13号「非公開融資等情報」とほぼ同義だと考えてよいか。</p> <p>・具体的に、私募の取扱い業務における取扱の可否の判断に際して、融資等の与信業務において当該有価証券の発行体に付与している行内格付を入手し、正常先以外の発行体に係る有価証券については私募の取扱い業務においては扱わないという運営を行うことは、投資家保護に資する運営であり、必ずしも本監督指針案の趣旨に反するものではないと考えてよいか。</p>	<p>・「私募の取扱い業務」とは、原則、登録金融機関が登録金融機関業務として行うことが出来る私募の取扱い業務全般を指しています。</p> <p>・「機微情報」とは、発行体又は顧客にかかる重要な非公開情報のうち、私募の取扱い業務の適正な遂行を確保する観点から、私募の取扱い部門と融資・有価証券に係る投資業務・社債管理業務との間での流出入を遮断すべきと認められる情報を指しています。</p> <p>・行内格付けが機微情報に該当するのであれば、融資業務と私募の取扱い業務との間で機微情報の流出入の遮断を行う必要があると考えられます。</p>
229	Ⅶ-1-1及びⅦ-2-1 個別業務の適切性及び登録	<p>Ⅶ-1-1(6)(9)及びⅦ-2-1(2)④について、有価証券の定義が拡大したことに伴い様々な性質を有する権利が有価証券とみなされることとなったが、情報遮断や組織分離の措置を規定するに当たっては、従前信託兼営金融機関が取り扱ってきた業務について、業務運営に支障が出ることはないようにしてほしい。</p>	<p>基本的には、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、資産金融型証券のうち不動産等を原資産とする信託の受益権については、その価値が原資産保有者の信用力の影響を受けず、また、原資産である不動産等に対する評価が適正になされているのであれば、受益者が不利益をこうむるおそれが少ない有価証券と解されるため、当該有価証券に係る原資産保有者の機微情報の遮断まで求めるものではないと考えられます。</p>
230	Ⅶ-1-3 協会等未加入登録金融機関に関する監督上の留意点	<p>(1)①では、「金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない登録金融機関(以下「協会等未加入登録金融機関」という。)は、…社内規則を適切に整備しているか」と規定されている。本件については、金融商品取引業協会に加入していれば、金融商品取引所の会員若しくは取引参加者になっても、これまでと同様、金融商品取引業協会の規則等で足りるとの理解でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>現行の「証券会社向けの総合的な監督指針」Ⅴ-2-1⑦では、証券業協会に加入していれば、同協会の規則等で足りることとしている。金融商品取引業協会に加入していても金融商品取引所の会員等となっ</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

		ていない登録金融機関が多いため。	
231	VIII-1-3 協会等未加入登録金融機関に関する監督上の留意点	(1)①について、協会等未加入登録金融機関の中には、個人向け国債のみを取り扱っているところもあり、従来から社内規則については、投資家保護の観点から行っている業務の種類に応じて整備をしている。本監督指針案の「VIII-2-1(2)⑦」及び「VIII-2-5(2)」と同様の観点から、左記の項目に「行っている業務の種類に応じて」を追記し、「金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない登録金融機関は、行っている業務の種類に応じて協会等規則を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。」に修正してほしい。	法令上、例えば個人向け国債のみ取り扱う場合には、社内規則の作成に当たり協会等規則を考慮しなくてもよい、とはなっておらず、商品によらずに必要な投資家保護の規則の整備が求められています。従って、修正は困難であると考えられます。
232	VIII-1-3 協会等未加入登録金融機関に関する監督上の留意点	(1)③について、協会等未加入登録金融機関は、関係諸法令、監督指針の改正により社内規則の(定期的な)見直しを行っている。本項目に示された「直ちに」とは、協会等規則の改正を把握次第速やかに見直しを行うとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。

VIII-2 諸手続(登録金融機関)

233	VIII-2-1 登録	(2)⑥について、金融商品仲介業務を行う登録金融機関の場合、金融商品仲介業務と融資業務の分離や担当職員の明確化等により非公開融資等情報の授受の遮断を行う必要があるが、例えば、営業店の渉外担当者が有価証券を発行する会社への融資業務を担当している場合であっても、当該会社が発行する有価証券以外の有価証券に係る金融商品仲介業務を行うことは差し支えないとの理解でよいか。 (理由) 平成16年11月に日本証券業協会から協会員宛に通知された「特別会員の証券仲介業務に関するQ&A」において示されている「行員の証券仲介業務と融資業務の兼務」についての考え方と同様であるか確認したいため。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 基本的には、ご質問の事項につき左記Q&Aにおいて「A社以外の有価証券に係る証券仲介業務とA社の融資業務とを兼務させることはできます。この場合、行員甲とA社の融資業務を担当する行員との間に、A社の非公開融資等情報等の授受を遮断する措置を採っておく必要があります。」との記載がある通りと考えられます。
-----	----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

IX-1 適格機関投資家等特例業務に係る業務の適切性

234	IX-1-2 適格機関投資家等自己運用業者の実態把握	当該規定は適格機関投資家等自己運用業者に対し、一律に求めることを意味しているのか。法では「特に必要があると認めるときは・・・報告又は資料の提出を命ずることができる」とあるので、法の趣旨に鑑みれば、「特に必要な場合には、モニタリング調査票の提出を求めることとする」としてほしい。また、ファンドの類型については、ど	モニタリング調査は我が国におけるファンドの実態把握のために監督上特に必要と認められる項目のみを悉皆的に調査するものであり、変更は不要と考えています。また、詳細については今後検討し、モニタリング調査の際には明らかにしたいと考えています。
-----	-------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		の程度の記載内容(例えば「不動産信託受益権への投資」程度でよいか)となるのか教えてほしい。	
235	Ⅸ-1-2 適格機関投資家等自己運用業者の実態把握	どの程度の頻度でモニタリング調査票の提出を求める予定か。また、モニタリング調査票は監督行政目的で取得、使用するのみであり、外部に公表することはないという理解でよいか。	頻度については検討しているところですが、現時点では年1回程度を考えています。また、公益又は投資家保護上特に必要と認められる場合を除き、個別のファンドや個々の業者に関する情報を対外的に公表することはありません。
236	Ⅸ-1-2 適格機関投資家等自己運用業者の実態把握	「ファンド名」とは契約の名称を意味するという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
237	Ⅸ-1-2 適格機関投資家等自己運用業者の実態把握	「運用財産総額」について、日本国内の投資家の他、日本国外の投資家のためにも運用を行っている場合、日本国内の投資家分の運用財産総額を記載するという理解でよいか。また、円換算して表示する必要があるか。さらに、円換算して表示する場合、どの時点の為替レートを使用するのか。	詳細については今後検討し、モニタリング調査の際には明らかにしたいと考えています。
238	Ⅸ-1-2 適格機関投資家等自己運用業者の実態把握	ファンドの実態把握のため、実際の出資者の公表や、海外ファンドに関しては、自然人たる代表者の公表並びに国内常任代理人の設置と公表も追加し、本人確認法も含めて厳格な運用を希望する。	出資者の情報の徴収や公表は本モニタリング調査の目的とは馴染まず、変更は不要と考えられます。
239	Ⅸ-1-5 適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点	本監督指針案や金商法施行令案の説明文書(別紙3-1の12①)では、金商法第63条第1項の適格機関投資家等特例業務の適用条件として「適格機関投資家が1名以上必要」とされるという前提の記載がある。そのように読める根拠規定はないように思われるが、適格機関投資家数の下限を示した根拠について説明してほしい。 なお、金商法第63条第1項第1号で「適格機関投資家等」が『「49名以下の適格機関投資家以外の者」及び適格機関投資家」と「及び」で繋がれた定義となっていることは、両方を含んでもよいことを示すのみであり、一方が欠けることを以って要件から外れることを意味するものではないと考える(仮にそのように解釈すると、非適格機関投資家も「1名以上49名以下」が要件となり、出資者が適格機関投資家みのファンドまで除外され、制度の目的として著しく不合理)。	金商法第63条第1項第1号には、「適格機関投資家等(適格機関投資家以外の者で政令で定めるもの(その数が政令で定める数以下の場合に限る。))及び適格機関投資家をいう。」と規定されており、適格機関投資家以外の者は金商法施行令において49人以下と規定されていることから、0~49人という人数制限がありますが、適格機関投資家については、人数要件が設けられていないため1人以上となります。 このため、適格機関投資家以外の者が0人であるプロ向けファンドも特例業務届出者として届出の対象となります。

X-1 外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

240	X-1 外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引	<p>外国証券業者がインターネットを利用して行う広告について、インターネット上の広告については事前に関覧者を確認できないため、国内投資家が英文のウェブサイトに掲載されていた広告を見る可能性は否定できない。また、これらの広告は通常国内投資家が見ることを想定していないものであり、国内投資家向けの担保文言は今後も付されないものと考えられる。このため、国内投資家向けの広告を日本語以外の言語で行う可能性はまずありえないことから、日本語以外の言語で記載された広告については、原則として、「勧誘」にあたらぬことを明確にすべき。</p>	<p>日本語以外で広告を行う場合であっても、当該広告の内容が日本の投資者を勧誘するものであれば、これを契機として有価証券関連取引が行われることも想定されるため、広告を行う際の言語は日本語に限るものではないと考えられます。</p>
241	X-1 外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引	<p>口座開設者に対して、新商品の案内等をメールにて知らせることは一般的に行われているが、それらは、金商業等府令案第75条(広告類似行為)の「多数のもの」に該当する可能性がある。しかしながら、自主的に外国証券業者に口座を開設し有価証券投資等を行なっているものは、すでに金商法の保護を外れているため当該外国証券業者との間においては、金商法の適用について考慮する必要はないと考える。このため、当該業者から既存口座開設者への情報提供については、通常の範囲内であれば、「勧誘」に該当せず、「取引防止措置等」をとる必要のないことを明確にすべき。このような記載がない場合には、国内投資家にのみ必要な情報が提供されず、不測の損害を被る可能性があるのではないか。</p>	<p>国内の投資者に勧誘を行うことなく、国内にある者の注文を受けて行う有価証券関連取引について、外国証券業者が行うことは、法令等で認められておりますが、ご指摘の行為は勧誘行為に該当する可能性がありますので修正は不要と考えられます。</p>
242		<p>金商業等府令案第227条第6号「我が国の金融商品取引法令に関する知識を有する役員及び使用人の確保の状況並びに当該役員及び使用人の配置の状況」として、どの程度の体制が求められるのか、ガイドライン等で示してほしい。</p>	<p>本監督指針に記載するかどうかは、今後の個別事案の審査の積み重ねを踏まえて検討いたします。</p>